

第 89 回（令和元年 8 月）

浜田地区広域行政組合議会
定例会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 89 回（令和元年 8 月）浜田地区広域行政組合議会定例会会議録

- 1 日 時 令和元年 8 月 20 日（火）午後 1 時 30 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について（平成 31 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号））
第 4 認定第 1 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
第 5 認定第 2 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 6 議案第 7 号 浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について
第 7 議案第 8 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について
第 8 議案第 9 号 浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について
第 9 議案第 10 号 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 10 議案第 11 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について
第 11 議案第 12 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

- 承認第 2 号 専決処分の承認について（平成 31 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号））
認定第 1 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号 浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金の一部を改正する条例について

- 議案第 10 号 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 11 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 12 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

会 議

午後 1 時 30 分 開会

議長（牛尾昭議長） 第 89 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は 10 名で議会は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。

7 番、上野茂議員、10 番、山根兼三郎議員のお二人に願いをいたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3、承認第 2 号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。承認第 2 号専決処分の承認についてご説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 4 月 26 日付で専決処分した浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号について、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容は、1 ページ下段のとおり、歳入歳出予算にそれぞれ 494 万 5,000 円を追加し、その総額を 121 億 5,540 万円とするものです。また、補正の款項ごとの金額等は 4 ページ・5 ページの表のとおりとなっています。

補正の詳細をお手元に配布しております 4 月補正予算説明資料によりご説明いたしますので、この資料の 2 ページをご覧ください。

増額補正した 494 万 5,000 円の歳出の中身は、6 月に開催した議会全員協議会でご説明したとおり 4 月 17 日に判決があった老人福祉法に基づく措置改善命令処分等取消訴訟の控訴審において当組合が敗訴したため、最高裁に上告するための顧問弁護士委託料 24 万 5,000 円と組合事務所や預金口座を差し押さえされないための供託金 470 万円です。この歳出の増を賄うため、歳入は両市の負担金を増額しています。補正後の両市の負担金の額は、4 ページの関係市負担金一覧表に記載のとおりです。議案書 6 ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付していますの

で、ご参照の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

議長（牛尾昭議長） ただいまの承認事項について、質疑はありませんか。
西村議員。

8 番（西村健議員） この説明資料の総務費の介護保険事務費の中の供託金の支払
いということで 470 万計上をされておりますけれども、この金額の根拠とい
うのは何が根拠になっているのかお知らせをいただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。470 万の根拠ですけれども、損害請求
額が 470 万だったということで供託金もそれに近い金額ということになっておりま
す。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 恐らくそうだろうなというふうには思いましたけれども、
ということはこの裁判で負ければそれは没収されると、勝てば戻ってくると、そう
いう解釈でよろしいんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。供託金とは弁済できない時に支払う
べき金銭を供託して債務を逃れるものですから、勝てば戻ってくると思います。負
けても弁護士と相談して担保の必要がなくなったということであれば、取戻しの手
続きをして行くことになります。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これより承認議案の採決を行います。
承認第 2 号、専決処分の承認についてを採決します。承認第 2 号について原案の
とおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。承認第 2 号は原案のとおり承認さ
れました。

日程第 4、認定第 1 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算
認定について、及び日程第 5、認定第 2 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護

保険特別会計歳入歳出決算認定についての 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。それでは認定第 1 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び認定第 2 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、一括してご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計及び同介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

お手元に配付しております平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書をご覧ください。また、平成 30 年度主要施策等実績報告書、監査委員意見書も、お手元に用意しておいてください。

それでは、決算書 3 ページの決算総括表をお開きください。

まず、一般会計ですが、予算現額は 12 億 4,083 万 1,000 円で、決算額は、歳入の 12 億 3,401 万 1,627 円に対して、歳出は 12 億 2,565 万 7,489 円で、差引残額の 835 万 4,138 円を翌年度へ繰り越しております。

決算書の 6 ページ、7 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書 1 ページの一般会計の決算概況をご覧ください。

歳入の主なものは、構成市からの負担金が 10 億 8,612 万 5,459 円で、歳入決算額の 88.0 パーセントを占めております。続いて、使用料及び手数料が 7,964 万 5,290 円で 6.5 パーセントとなっております。なお、手数料につきましては、エコクリーンセンターへのごみの直接搬入量が増加したため約 553 万円、またその他の雑入の発電収入につきましても、前の年度末で焼却しきれなかったごみを繰り越したことと廃プラスチック類焼却によりごみが高カロリー化したことにより発電量が増加したため約 1,184 万円、それぞれ増加しております。

続いて、決算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出の主なものとしたしましては、衛生費が 6 億 7,582 万 7,941 円で 55.1 パーセント、次いで公債費が 4 億 7,145 万 373 円で 38.5 パーセントとなっております。平成 29 年度との比較では、総務課プロパー職員の退職に伴い、人件費が 689 万円減少していますが、それに伴い構成市からの派遣職員が増えたため派遣職員給与費が増額となっております。

次に、介護保険特別会計について、ご説明いたします。

決算書 3 ページの総括表をご覧ください。

予算現額は 121 億 6,475 万 2,000 円で、決算額は歳入の 122 億 7,628 万 544 円に対し、歳出は 118 億 5,497 万 5,188 円で、差引残額の 4 億 2,130 万 5,356 円を、翌年度へ繰り越しております。

決算書の 24、25 ページをお開きください。併せて主要施策等実績報告書 2 ページの介護保険特別会計の決算概況をご覧ください。

歳入の主なものは、国庫支出金が 30 億 8,040 万 1,256 円で歳入決算額の 25.1 パーセント、支払基金交付金が 30 億 4,451 万 7,000 円で 24.8 パーセント、次いで保険料が 24 億 1,594 万 7,600 円で 19.7 パーセントなどとなっております。

介護保険料の収納実績については、主要施策等実績報告書の 3 ページにも掲載してありますが、監査委員意見書 9 ページの保険料収納状況の表が詳しいのでそちらをご覧ください。平成 30 年度の介護保険料の徴収率は、現年度分が前の年度に較べて 0.13 ポイント増の 99.37 パーセント、滞納繰越分が同じく 6.45 ポイント増の 22.25 パーセントとなり、全体では 0.45 ポイント増の 97.88 パーセントとなりました。不納欠損額と収入未済額も減少しており、平成 30 年度の保険料徴収は大変健闘したものだと思っています。

続きまして、決算書の 26、27 ページをお開きください。

歳出の主なものは、保険給付費が 106 億 3,077 万 8,175 円で 89.7 パーセント、続いて地域支援事業費が 6 億 3,521 万 9,517 円で 5.4 パーセント、総務費が 2 億 4,917 万 2,518 円で 2.1 パーセントなどとなっております。保険給付費につきましては、介護保険事業計画の計画値や予算額はもとより前年度の実績値さえ下回る結果となりましたが、これは、第 1 号被保険者数の減少とともに要介護認定率が低下したことによりサービスを利用する方の数が減少していることが主な要因と思われます。

歳入歳出差引残額は 4 億 2,130 万 5,356 円で、前年度に比べて約 5,260 万円増加しています。これは介護給付費が減少した一方で介護給付費に係る国県支出金等を多く交付してもらったためであり、これはあとの補正予算で説明するとおり、繰り越して今年度返還することになります。なお、繰越額のうち第 1 号被保険者の保険料分は介護給付費準備基金に積み立てることになりますが、給付費が減少する一方で保険料の徴収は健闘したため、繰越額の約半分が基金に積み立てられることになります。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度の決算の概況についてご説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、一般会計が 10 ページ以降に、特別会計が 28 ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書を、55 ページに実質収支に関する調書を、56、57 ページには財産に関する調書をそれぞれ掲載しております。主要施策等実績報告書と併せてご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 引き続きまして、監査委員の報告を求めます。
矢富監査委員。

監査委員（矢富嗣敏監査委員） はい。失礼いたします。監査委員を務めております矢富でございます。決算審査報告を行います。

本組合の平成 30 年度決算につきまして、監査委員の上野委員ともども審査をいたしました。代表しまして私から平成 30 年度浜田地区広域行政組合の歳入歳出決

算審査について、ご報告をいたします。

令和元年 7 月 22 日、浜田市北分庁舎会議室において、監査委員上野茂氏と私、矢富嗣敏は事務局長、会計管理者、各担当課長、係長の出席のもとに、平成 30 年度浜田地区広域行政組合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について審査を行った結果、地方自治法の規定により審査に付された歳入歳出決算及び証書類並びに同法施行令の規定による調書と平成 30 年度基金運用の状況について、いずれも適正であると認めましたのでご報告をいたします。

以上でございます。

議長（牛尾昭議長） これより質疑を行います。

まず、一般会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。

1 番、小川議員。

5 番（小川稔宏議員） はい。先程ご説明いただきました意見書の 2 ページございますけども、下から 3 行目の部分ですがこの中で確かに広域行政組合の予算規模というのは、130 億を超えるような大きな規模の予算を扱っている訳ですけども、これに対してこういった正確性を求めるために会計事務所等の協力を得ながらという文言が出されているんですけど、こういったのは他の広域行政組合での例でもこういうことがあったとか、あるいはどこかからの指摘によってこういったことが必要性を感じられたのか。この辺りについてお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。現在、当組合では、会計事務所等への委託は行っておりません。

平成 28 年度から義務付けされた財務書類作成システムが令和 3 年度までの期限付きであることから、株式会社ぎょうせいなどの民間業者から、システムについての紹介がありました。その際に、その民間業者と契約を行っている会計事務所に相談もできるとされておりましたので、そのような方法も検討してみたいと思っています。

なお、平成 29 年度の財務書類作成時も不明な点があり、浜田市が委託している業者に指導を仰いだところです。

現在、浜田市が契約している会計監査法人に依頼するか、単独で契約するか、予算の関係もありますので今後、検討したいと思っています。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） はい。ということはあまり現在の処理で不都合があったり指摘事項があったからこういったことを導入せざるを得ないというような事情

ではなくて、そうした流れがある中で検討を進めたいということで理解してよろしいということですね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。そのように思っていていただいてよろしいと思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて発言順 2 番、多田伸治議員。

6 番（多田伸治議員） はい。決算書 10 ページ、11 ページの可燃ごみの処理手数料というところで、廃プラの焼却処分で 7.5 パーセント、552 万円増というふうなことがいろいろ資料のほうにもあるんですが、両市が以前独自にプラスチック処理をしていました。それに比べてこの状況というのがごみの減量に繋がっているのかどうか、毎年聞く話しなんですけどどんなもんなんかな。増えとるのか減とるのか、元々ごみの減量っていうようなことも目標の中に入っているはずですよ。その辺はどういうことですか、答えていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。ごみの搬入量は平成 29 年度までは減少傾向でしたが、平成 30 年度から廃プラスチック類の焼却開始によりエコクリーンセンターへの搬入量は増加し、手数料も議員ご指摘のとおり増加をしております。

両市の不燃施設及びリサイクル施設は搬入量が減少し、これらを合計すると浜田市は 169.4 トンの増、江津市は 7.8 トンの微減となり、全体では 161.6 トン、率にして 0.7 パーセントの増加となりました。この増加した要因については詳しいことは分かっておりませんが、今後も搬入の動向を注意していきたいと思っております。

なお、今年度 6 月までは昨年度と比べて搬入量が 89.55 トン、手数料も 105 万 4,100 円減少しております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。今年のこれまでのところが減少してるということは、浜田市が 170 トンぐらい増えとったっていうのは特別な事情があるとは思いますが、その辺をよく分からないということだけで済ましてええんですかね。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。増えた原因の詳細は分かっておりませんけれ

ども、例えば 29 年度まではケチャップの入れ物だとかマヨネーズの入れ物とかいった物は、綺麗に洗浄してリサイクルのほうに出されていた物が、そういった物がですね、全部洗うことなく中身が入ったような状態で 30 年度からはエコクリーンセンターのほうに搬入されるようになってきました。そういった物の影響もあると思いますが、そこの辺の重さの把握まではできてはおりませんけども、そういったところも要因の 1 つになるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。その辺をやっぱりごみの減量を掲げてこういうことを始めたからには、きちんと押さえておく必要があると思うんですが、今年減つとるといってもこれはええと思うんですが、ちゃんとごみの減量はできるといようなことを検証されるつもりがあるのかどうかを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。昨年度からこのごみの分別変更ということになりましてですね、すぐに減量に繋がるかどうかいったところも先程申しましたように、原因はまだ掴めておりせん。数年かけてですね、どういった傾向に動くかというところの動向を見ながらですね、そういった検証もできればして行きたいなというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） 3 番は取り下げされました。続いて 4 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。続きまして 12 ページ、13 ページの雑入で発電収入ゆうふうに入ります。廃プラ処理と前年度で 73.4 パーセント、1,184 万円増というふうになってるんですが、去年は災害もありました。その辺の状況やらごみもここに含まれていると思うんですが、どんな状況だったか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。単純計算を行いました結果になりますが、平成 30 年度の年間焼却量約 2 万 5,636 トンのうち災害ごみは約 584 トンで、占める割合は約 2 パーセントとなります。売電金額の約 2 パーセントに当たる約 63 万 8,000 円が災害ごみの焼却により増加したものと思われます。
以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 5 番、山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。決算書の 12 ページ、13 ページ諸収入、雑入の

スラグメタル売払収入 1,106 万円ということで数字が出ているんですけど、これのですね、私が把握している中で段々値段が以前、何年か前より上がってきたなというふうな印象を受けましたんで、現在の売却先の選定方法と、毎年じゃないかも知れませんが、内訳が中身のね例えば金なんぼうとか鉄とか何とかいうようなサンプル的な分析があったような気がしたんですけど、そういったことをやりながら、ある程度想定しながら、そういったスラグメタルの売払収入というのが業者さんの選定内容になっているのかどうかという、そのやりかた等を教えていただけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。溶融スラグにつきましては、島根県溶融スラグ使用基準が示されたのちに売払要綱を定め、コンクリート 2 次製品用骨材及びアスファルト用骨材、路盤材として 1 トン当たり 100 円で販売をしております。

溶融メタルについては、年に 2 回の指名競争入札を行い、売却先を決めております。売却単価は平成 30 年度の上期が 1 トン当たり 4 万 7,628 円、下期が 4 万 8,816 円でした。

スラグメタル売払収入の内訳としまして溶融スラグは、11 万 6,118 円、溶融メタルは 1,094 万 7,814 円となっております。

先程、成分の検査というようなことを言われましたけども、メーカーのほうはそういったところを行っておるということは聞いておりますが、なかなか正確な数字がでないというふうなところを伺っております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。今の答弁の中で 1 トン当たり骨材で 100 円当たりで売払ってというふうに最初言われたんですけど、これは送料っていうのはだいたいのどのくらい分かりますか。それとかなりの量が出とったと私思うんですけど、これは組合のほうが取るという形なんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。そうです。そのように思っていて結構です。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。送料については買い手の負担となっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 6 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。実績報告書の 1 ページいちばん下の発電電力料負担金なのですが、これは歳出に含まれると思うんですが、歳入のほうは事項別明細書のところを書いてあるのは分かるんで、歳出のほうは事項別明細書のどこに該当しているか教えていただきたいんですが。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。決算書の 21 ページの節、区分 19 負担金補助及び交付金支出済額の 5,181 万 4,759 円のうち、2,797 万 6,759 円が発電電力料負担金となります。この発電電力料負担金は中国電力より同額を決算書 13 ページの雑入で受け、発電電力負担金として支出しております。
以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 7 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。実績報告書 5 ページの事務局管理事務費につきまして、執行率が 77.27 パーセント、金額はそんなに大きくないんですが、執行率が低い原因について教えてください。
それと流用額が 8,000 円あるんですけどそれについても教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。不用額の大きいものとしては、需用費の修繕料 20 万円の支出がなかったこと、コピー機の契約変更による単価の見直しで印刷製本費に 14 万 6,000 円の不用額が生じたことなど、経費節減に取り組んだことによるものです。
8,000 円の流用につきましては、職員の地方公務員災害補償基金負担金に不足が生じたために行ったものです。
以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 8 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。同じく事務局管理事務費に入ってると思って質問するんですが、ホームページが運用されています。やられてどれぐらいのアクセスがあって、利用者からこんなご意見がありましたよとか、そちらで事務局でホームページを管理してて、こういうふうにしたらというようなことがあったりしたもんなのか。その辺、30 年度どんなことがあったかいうところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。ホームページの更新については、各係において職員が発信すべき情報を掲載しております。専門の職員の配置や業者への委託も行っていないため、見にくい部分もあるかと思いますが、他のホームページを参考にしながら、見やすく分かりやすい情報提供ができるように努めてまいります。

閲覧者数のカウンターについては、ホームページを作成した業者に確認したところ、作成した職員が退職しており確認に時間がかかったが、アクセス解析を行うための仕掛けを組み込んでいなかったとのことで、早急に対応するとのことでした。今後、閲覧者数にも関心をもって作業に当たりたいと思います。

市民の方からホームページについての問い合わせや意見等は、特にいただいております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。最後のところできいたんですが、30 年度運用してこういう点は改善せにゃいけんかというようなことがあるのかどうか。それから半年経ってますんで、うまいこと行っとるんかというようなところを併せて伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。なかなかホームページの作成も素人のような状態ですね、特に介護のほうのところも私どもから見ても見にくい部分もありますんで、そこの辺のところをですね、少しでももっと見やすいような工夫をしていけばいいのかなと思います。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 9 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。実績報告書の 6 ページの企画関連事務費につきまして、これも執行率 45.39 パーセントと低い理由を教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。これは圏域内に設置している観光案内板 8 箇所の修繕及び内容修正費を 14 万 7,000 円計上しておりましたが、見回りを行った結果不要であると確認し、執行しなかったことによるものです。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 10 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。これも毎年聞く話しです。嘱託職員報酬等というところで、これ予算でも同じ話しがあるんですが、非正規職員の処遇改善をどういうふうになったのか。それをどういうふうに考えられるのか。後の特別会計のところでも出てくる話しなんですが、ここで一括して伺っておければと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。非正規職員の処遇改善は、浜田市の臨時及び非正規職員の雇用に関する事項に準じて毎年行っており、平成 30 年度の報酬については平成 29 年度の月額 15 万 1,500 円と比較し 800 円増の月額 15 万 2,300 円でした。また、平成 30 年度から夏季休暇も 2 日付与されるなど、福利厚生面でも改善されています。
以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。このところこの春から特に顕著ですが、物価が上がるというようなこともあったり景気が悪いというような状況で、今の改善で十分といえますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。先程も申しましたが浜田市に準じてやっていますが、今年度まではこういった非正規の臨時職員とか嘱託職員さんという扱いになっておりますが、来年度からは制度が変わりましてですね、会計年度任用職員というような扱いがでて参りまして、そこの辺では今度はボーナスも支給されるというようなことになっておりますので、徐々には改善されて行くんじゃないかというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 11 番、三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。7 ページ、ナンバー 6、広域連携推進事業について伺います。執行率 58.0 パーセントとなっておりますが、この理由をお尋ねします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。それぞれの事業での執行率をみると子ども交流事業が 76.22 パーセント、観光事業が 72.87 パーセント、人材育成事業が 39.77

パーセント、圏域推進事業が 69.63 パーセントでした。

執行率の低い一番の要因は、予算規模が 400 万円と大きな人材育成事業の決算額が 159 万円で執行率 39.77 パーセントと非常に低かったことが要因となります。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。低かった要因を教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。また後程もご説明すると思いますが、この介護人材事業につきましては介護人材キャリアアップの執行率が低い要因がありますが、これはですね、平成 30 年度から介護支援専門員のケアマネの実務者研修受講試験の受験資格が難しくなり、看護師、社会福祉士、医師などの国家資格の取得者でないと受験できなくなったために、平成 29 年度 16 人だった受験者が 4 人になったこと、また、初任者研修受講者も 13 名から 3 名と大きく減少したことなどがあげられます。

事業所にもちょっと聞き取りを行いました結果、近年、資格取得の受験者及び研修受講者が減少傾向にある理由について聞いてみました。1 番多い意見が「新規職員の受入れがないため、受験・受講者がいない」、2 番目に「ほとんどの職員が研修及び必要な資格取得が終了している」、3 番目に「介護福祉士及び介護支援専門員については、実務経験年数が足りなくて受験に至らない」という意見でした。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。そうすると受験資格がまず難しくなったということと、事業者さんのヒアリングからその必要性に対して、今の現状はこのキャリアアップ事業に何かギャップがあるように少し今お話を伺って思ったんですけれども、そうするとその現状を踏まえて、今後このキャリアアップ事業をどういうふうに展開されて行く方向性をお持ちか伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。30 年度はこのキャリアアップ事業につきましては約 400 万円の予算を取っておりました。昨年度そういったような思ったような数字がでませんでしたので、今年度は 100 万ぐらい額を下げて令和元年度は予算をとっておりますけれども、今までの流れを見てくると、かなり多かった年、少なかった年と変動があったもので、また今年度の動きを見ながら、増減を考えていこう

かなというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて 12 番、三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。続けて同じ項目になりますけれども、それぞれの事業に対する事業評価をどのように行われているか伺いたします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。広域観光推進事業と圏域振興事業についての事業評価は行っておりませんが、事業報告の際に、それぞれ成果を数字で表すのは難しいが、観光事業においては様々な P R 活動によって、圏域の魅力の発信ができておりアクアスへの来場数の増加や日本遺産に認定された石見神楽の鑑賞者数の増加など、一定の成果があったと報告を受けております。

また、圏域振興事業の「石州和紙購入補助事業」と「石州瓦販路開拓事業」についても P R 活動によって圏域外からの注文もあり納品するなど販路拡大に向けた成果があったと報告を受けております。

子ども交流事業は実績報告書が作成された時点で、子ども交流事業実行委員会を開催して事業評価を行いました。内容につきましては昨年 11 月の全員協議会でお配りしました資料のとおりとなっております。

人材育成事業は広域行政組合独自で評価を行っております。キャリアアップ事業については、平成 30 年度大幅に予算を拡大して取組みましたが、申請者が 61 人、補助金額が 138 万 2,400 円となり予算額を大きく下回り残念な結果に終わりました。以上です。

議長（牛尾昭議長） 三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。以前ですね、子ども交流事業の報告書ができた時に、その時にも意見を申し上げているんですけれども、なかなかその数字で測りにくいというようなお答えがその時にもあったかと思いますが、例えばですね、やっぱりこの子どもたちがこういう事業に参加してどういうふうな変化があったのかということ、きちんとアンケートの取り方によってどういう経験を得たかというのはきちんと評価できると思うんですね。そうしないとやっぱりなんとなく良かったとか成果があったと思われまうというのは、やはり決算を見る側としてはそれでは、なかなか成果が測れないですね。

きちんとどうだったのかというリアクションをいただかないと、なかなかこちらもそれに対してリアクションとれない。それをきちんとあの時にも指摘をさせていただいたかと思いますが、今後もこういう事業が続くのであれば、数字で測りにくい定性的な評価も含めてですけども、きちんと評価としてですね事務局からだしていただく。そこを意識的にやっていただくように、重ねて要望を申し上げます。

おきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。只今の議員さんの貴重なご意見を基に、そういった方向で考えて行きたいと思います。
以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 13 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。この件は先程の発言順 11 番、三浦議員の質問の回答と同じなので、取り下げます。

議長（牛尾昭議長） ご苦労様です。続いて 14 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。広域連携推進事業なんですが、今いろいろ話もありました。子どもの事業のところできちとした数字が出ていないと評価しづらいと、観光のところも先程数値を示すのは難しいけど一定の成果はあったというような答弁をされとりました。これね、毎年毎年こういう話しをされるんですが、そもそものところでいつも思っているんですが、観光事業というのが両市、浜田・江津で直接連携してやるのと、広域行政組合が絡むのと、どの程度の差があるとお考えなのか。

実際 30 年度で広域でやった結果が今回こうやって出ている訳ですけど、これを広域でやらなかったらどんなことになっとったかていうようなことは、本当に必要なのかわかっていうところから、数字が示されなければそういう話しになっちゃうんですよ。そこら辺をどういうふうにお考えか、お答え願えますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。只今、議員のおっしゃったちょっと回答にはなりませんかも知れませんが、観光事業と広域の関わり方についてということで、観光事業と当組合の関わりにつきましては、平成 29 年度までは広島で行われる島根ふるさとフェアにおいて広域ブースの出店などがありましたので、手伝いに行っておりました。しかし、議員もご存じのとおり当組合の主要事業であります介護の人材育成事業に予算のウェイトを移し、広域観光推進事業の予算を縮小したことにより広域のブースも廃止されましたので、平成 30 年度は参加しておりません。

浜田広域観光事業実行委員会に事業実施の全面委託をしております。当組合は委員会で監事という立場として関わっております。

以上です。

事務局長（宇津事務局長） 事務局長。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 広域行政組合で観光事業に取り組むことの意義等についてのご質問だと思うんですけども、先程課長申しましたようにこの事業は両市の観光部門で組織している浜田広域観光事業実行委員会に全面的に委託して行っております。

今のこの広域連携推進事業の基金ができた時にですね、広域で浜田市・江津市で連携してやれることでどういうことをやろうかということを検討した中で、観光事業も特にアクアスなんか両市の真ん中にあるので連携して取り組むことが必要だということで、この広域観光推進事業も行うことにした訳なんですけども、この議会でも度々指摘をいただいたような経過を経てですね、30 年度から観光事業のウエイトを下げているんですけども、それでも今までやってきたこともありますし、両市の観光部門にとってもいきなり予算が減っても大変だということで、額は減らしながらも継続してやっている、しかも内容は両市に全面委託ですので、そのようにご理解いただけたらと思います。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 15 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。同じく広域連携のところでキャリアアップ。先程三浦議員からいろいろ話もあったんですが、これをやることで受験者数とか利用者数とかっていうのがだいぶ減つると言うような話もあったんですが、これ大事なのはキャリアアップで処遇改善に本当に繋がったかどうかという話を毎年しておるんですが、その辺は 30 年度この受験された方のところでどういうふうになったというのは把握されとりますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。今年度は昨年度行いましたような処遇改善に繋がっているかどうかというような調査は行っておりませんが、平成 30 年度のキャリアアップ状況についてですが、資格取得者が介護福祉士受験者 27 名のうち 15 名が合格しておられまして、俗にいうケアマネさんは受験者 4 名のうち 1 名が合格されております。

また、研修については、介護福祉士実務者研修 20 人、介護支援専門員実務者研修 1 名、介護職員初任者研修 3 人、主任介護支援専門員研修 6 人で合計 30 人となっております。

なお、キャリアアップ事業全体の申請者数は 61 人となっております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。申請者っていう話しではなしに、果たしてこれが本当に処遇改善に繋がるとるかどうかということのほうが重要で、資格は取れたけどそれに加算があるのかも知れませんが、そういったところの現状が見えておりませんのでそこら辺をどういうように把握されとるのか、実際僅かな人数でこれだけの人間が受験して資格を取れとるところがきちんと処遇改善に繋がってるかどうかいうところを把握されとりますか。把握されとったらどんな状況かというお示しいただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。先程も申しましたように 30 年度分につきましてはですね、改善されたかどうかという処遇改善についての調査を行っておりませんけれども、昨年 9 月に 29 年度ですねこの処遇改善とかいったところでご説明しましたように、多くの事業所のほうが昇給だとか昇任だとかいったところに、といった処遇改善をされておりましてですね、処遇改善はされているものと組合としては思っております。

また、その様なことから職員の定着にもある面寄与しているのではないかというふうに思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。これ人材育成事業ですけ、ある面寄与しとるんじゃないかというような話しではなくて、きちんと人材が確保できてないとまずいですよね。じゃあどこで介護受けられるんかというような話しに繋がってしまいます。そこら辺をきちんと 29 年はやったが 30 年はやってないというようなことではなくて、やっぱりやるからにはきちんと成果を把握せんやあいいんのんじゃないかと思いますが、その辺の心づもりありますか、今後の取組みとして。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。毎年そういった本来その介護キャリアアップ事業というのは本来の目的とすれば、介護サービスを担う人材の育成と介護サービスの質の向上を図るというもので、処遇改善をそういったことすることによって結果的にそれに繋がればいいとは思いますが、それを直接的に狙った事業ではないので、毎年調査をするとかまあ数年に 1 ペんぐらいとかいうところは考えてもいいかと思いますが、毎年毎年そういった処遇改善にイコール繋がっているかだけの調査っていうのは今のところ考えておりません。

議長（牛尾昭議長） 回数がきましたので。続いて 16 番、多田議員。
これさっき一緒にやっています。取下げでいいですね。

6 番（多田伸治議員） はい。

議長（牛尾昭議長） 17 番、西村議員。

8 番（西村健議員） はい。私も先程三浦議員がやられた広域連携推進事業についてお尋ねをします。

この事業どうも 2 つの事業に分かれているようで、介護人材のキャリアアップ事業と入門的研修実施事業ということで分かれております。キャリアアップについては先程だいぶお話し答弁がありましたので大体状況は掴めたつもりでおりますので、それ以外の部分でできるだけ聞きたいと思えますけれども、とりあえず 400 万の元々の予算額の想定といえますか、内訳についてどういうふうになっとるのか伺っておきたいと思えます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。400 万の予算をたてた考え方といえますか、特に介護福祉士を目指される従業者の方がおられまして、それが半額補助の 5 万円に近いところの補助金を出している訳です。そこの方が今までちょっと昨年度もちょっと少なかったんですけども、その方々が勤務されてですね、3 年の実務経験をされるとまず先程言いました 5 万円補助の介護福祉士実務者研修というところが、多く応募をかけてこられるだろうといったような予測から予算のほうをたてておりました。それとケアマネさんなんかは試験を受けられてやっぱりこれも実務者研修とかいったところを受けられたら補助額が多い。そういったところの方々がですね、もっともっと申請をあげてこられるんじゃないかという予測の基にたてておった訳なんですけど、結果的にふたをあけてみるとこのような状況であったということで、また来年度が少なく見積もってももっともボーンと上がる可能性もあるし、ちょっと予測がつかないところでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） はい。予算的な、400 万。

議長（牛尾昭議長） 400 万の積算根拠じゃない、多分。

8 番（西村健議員） 積算根拠じゃなくて、キャリアアップ事業と入門的研修の内訳です。

議長（牛尾昭議長） 入門は次で聞かれるんじゃないですか。

8 番（西村健議員） まあまあそれでもいいです。それじゃあ今の予算額。

総務課長（渡邊総務課長） 予算額につきましては、キャリアアップは 400 万で、入門的研修事業につきましては 20 万ちょっとぐらいの予算ということでなっております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 多分、後の入門的云々というのは当初予算には多分あがってなくて補正であがったんで、多分この 400 万は元々全額がキャリアアップ事業だったんじゃないかなというように思いますので、その確認をしたかったんですけども、どうでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。400 万円は全てキャリアアップ事業のほうの予算になっておりまして、入門的研修の予算といいますかそれにつきましては、子ども交流事業のほうから流用をかけて充てております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員さん、この件、も 3 回手をあげておられます。

8 番（西村健議員） 3 回、2 回じゃない。

議長（牛尾昭議長） 分かりました。それじゃあ、西村議員。

8 番（西村健議員） それでは最後の質疑になるようですので、先程おっしゃった介護福祉士が 3 年のキャリアを経て実務者研修にという想定をしていたんだけど、それが意外と想定に合うような形で応募がなかったということが、大きいような答弁の中身だったというふうに思いますけども、結局、事業者のあるいは受けられようとする人の要望にこちらの企画が、この事業がマッチングしてるのかどうなのかそういう点での私は事業者の声ということで、事前通告をした意味はそこにあるんですけども、そういう点でどういうふうに捉えていらっしゃるのかなということの、お尋ねを最後にして終わりたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。このキャリアアップ事業内容が事業者のほう

とマッチングしているかどうかということなんですけれども、今までの経過を見てきますとですね、やっぱり介護職員になっておられてですね、一番先に経験積んで取られるのが初任者研修、これは資格というよりも研修を受けられると昔でいうヘルパー2 級のような資格みたいなものがもらえると、その次にですね、介護福祉士これは国家資格になりますけれど、これを目指される方がですね一番多くて介護福祉士などの資格をとられた方が、次の例えばケアマネさんを目指されるとかいったような段階的などところがあります。この介護福祉士とかケアマネさんの資格の事業に対しての補助事業というものは、ある面適正なものだとは思っておりますが、他にもですね事業所さんとかに聞いたところですね、介護福祉士だとかケアマネさんの更新研修だとかいったような事業内容も追加してみたらどうかというようなお話しも聞いておりますので、内容についてもですね、今後検討してみてもですね見直しが必要ならそういったところを考えてみようかなというふうに思います。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 18 番、西村議員。

8 番（西村健議員） はい。18 番は広域連携推進事業の(2)番目の介護の入門的研修実施事業について伺いたいと思います。

これは先程少しいましたように、補正予算であがってきた事業だというように思います。したがって多分、今年度が本格的に始まるの事業じゃないかなというふうには思いますけれども、広域行政組合としてのどういう事業の内容で、どういう人を対象に始められた事業なのかという視点をまずお聞かせいただきたいのと、その視点で見たときにこの事業効果としてどのように、1 回限りこの 30 年度に限っては 3 月にやられたらしいですけども、評価をされておるのか。この点について伺っておきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。この事業は、介護未経験者に介護の基本的な知識を身に付けてもらうことを内容と目的にしております。

事業費は 20 万 8,500 円で、主な費用は講師人件費と資料テキスト代です。

研修の対象者は、子育て後の女性や離職された中高年層の方を想定し、家族の介護をするための知識を習得していること、ひいては、介護職場に就職してもらうことを狙いとして実施をしました。

成果としては、参加された皆さんが介護に対して興味を持ってくださったこと、また、この知識を家族介護に活かしていくという意見がアンケートに寄せられたことから一定の効果があったものと感じております。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） はい。以前、3 月 22 日の全協の資料ですけれども、これを見ますと 18 人これを受けられて、申込みの理由として知識習得が 8 人、就職関連が 5 人、家族介護が 5 人ということで内訳が書いてありますけれども、それぞれのようこの事業についての評価をされておるのか。把握されておればその件についてお尋ねしたいのと、特に併せて就職関連の 5 人という方がその後受講された後、例えばどこそこにどっかの事業所に就職されたかというようなことまで後追いをされていच्छゃれば、それについても教えていただきたいなというふうに思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。研修が終わって 5 月の終わりでしたか、参加者に問合せを行ってみました。連絡がついた方の中にはですね、1 人の研修参加者が更に介護の知識を深めたいということで、江津のポリテクカレッジのほうのヘルパーの初任者研修を受講中であるというような話を伺いました。後はですね、介護事務職として就職していたけども、この研修を受けてゲームとかですね歌を歌うというレクにも、自分の事業所にちょっと参加しているとか、実際にちょっと連絡つかない方もかなりいच्छゃったんですけども、もう 1 人の方はハローワークにちょっと行ってみただけども、そういったノーライセンスでのそういう求人はなかったというようにいわれました。後の方は連絡がつかなかったり、お家の都合でまだその先を考えてなかったりしているような現状です。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 数字だけで結構ですので、18 人の内何人実際に連絡がついてという人数を教えてくださいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。時間帯を結構長くって連絡したんですけど、18 名中 8 名ぐらいしか連絡が取れなかったように記憶しております。すみません。

議長（牛尾昭議長） 続いて 19 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。18・19 ページ、低所得者保険料軽減事業ということでまず対象人数、何人だったのか分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。平成 30 年度の低所得者保険料軽減につきましては、介護保険料段階が第 1 段階の方を対象としております。対象者につきましては平成 30 年度 4,580 人で、第 1 号被保険者全体の 15.9 パーセントとなっております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。15 パーセントの人がそういうことは、手当が必要だというような状況をどういうふうに認識されとるか伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。人数が多いかどうかいわれると都市部に比べたらですね、やっぱりこのほうの地方のほうでは率は高くと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。今後、この低所得者の云々というような元となった消費税の増税なんかも始まるというようなところで先程も物価の話もしましたが、なかなか広域行政組合では難しいところもあると思うんですが、今後何か対策みたいなものはありますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。軽減制度につきましては国が進める制度となっておりますので、全国共通の考え方でやって行きますが、こういった保険料のなかなか低所得者で払いにくい方につきましてはですね、そのお宅のほうに足を何回か運んでですね、生活状況の把握をするなりして、もしどうしても払えないような状況だったら負担できる範囲での分納とかの方法で払っていただくとか、またどうしても払えないきれない場合はにはですね、生活保護の担当のほうのご案内をしてみたりとか、払えなった 2 年経って時効になってどうしても払えない方については不納欠損で落とすといったような対応をとっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 20 番、山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。決算書の歳出の 18・19 ページのエコクリーンセンター管理運営費、報告書 10 ページの件について、報告書 10 ページは契約に基づき、余熱を利用した発電による電力売上相当を J F E に負担ということで、これ J F E のほうに売電収入をそのまま渡しているというふうに捉えたんですけど、これは今年は先程から廃プラのですね、焼却時に 1,184 万ほど増加したということで、

かなり増えとると思うんで、これをそのまま渡すのは非常にもったいないんじゃないかなというふうに思いまして、これそのまま渡すというような契約には基づいてるんかも知れませんが、これを何で負担せんにやあいけんのかなっていうのがちょっと私、理解ができないことがあります。ちょっとその辺の経過を教えてくださいませんか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。この売電電力料の収入につきましては、J F E エンジニアリングにそのまま支払っておりますが、委託費の計算において、このごみの搬入量、ごみのカロリーから算出される発電量に電力単価を乗じた金額を差し引いております。

企業努力により、計算値よりも実績が多ければ委託先の利益、維持管理や整備を怠り実績が少なければ委託先が不利益になるというようなインセンティブを持たせたものとなっており、組合にとっても不利益な契約ではないので、今の契約を継続して行きたいと考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

10 番（山根兼三郎議員） はい。

議長（牛尾昭議長） はい。そうしますとこの際、暫時休憩をいたします。この時計で 50 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 39 分休憩）

（午後 2 時 50 分再開）

議長（牛尾昭議長） それでは再開をいたします。それでは続いて 21 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。決算書の 28・9 ページですが、先程説明のあった監査委員の意見書の中の 9 ページのところなんですが、過年度分滞納繰越分というやつですが、この予算現額が 590 万円で調定額が 4,700 万円という、普通ですと調定額を見越して予算を組むんですが、ここは特別なところなのでその予算現額の見積もり方を、少し考え方をお聞きしたいのと、年々徴収率が上がってきているとご説明がございましたが、その徴収率が上がった理由についてもお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。滞納繰越額は、未納となった現年分保険料と未納となった滞納繰越分保険料から不納欠損額をマイナスしたものが翌年度に滞納繰越額として調定されます。

平成 30 年度滞納繰越分普通徴収保険料予算の見積り方法につきましては、予算見積りを行った平成 29 年 10 月時点での現年分、滞納繰越分の調定額に対し、前年度の収納率実績及び不納欠損実績額を基に計算を行い、509 万 4,000 円の歳入を見込んでおりました。

収入実績 1,058 万 3,070 円が予算額 509 万 4,000 円と乖離した理由につきましては、平成 29 年の秋以降、収納率及び収納額が上昇したため、収入実績額が予算額を大きく上回ったものです。

徴収率が向上した理由につきましては、足を使って繰り返し訪問する、時間をかけて話を聞くというごく基本的取組みを行いました。訪問回数の増加に比例して収納額は上昇しています。また、高額滞納者になることを未然に防ぐため、65 歳到達から間もない方や、少額滞納者について重点的に早期訪問を行ったことも、効果をあげていると感じております。

議長（牛尾昭議長） はい。西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。効果を上げるためにいろいろと訪問されたりしたということですが、それについて特に人をかけたとかお金をかけたとかいうようなことはあるのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。人についてですけれども 2 年前からですね、嘱託職員を雇用しております。その嘱託職員が保険料徴収の専任の方ですので、その方が就いて保険料徴収にうてるということでそういったことも徴収率のアップの要因になっていると思います。

議長（牛尾昭議長） 西川議員。

2 番（西川真午議員） すると来年度以降も同様な徴収率の向上にこめられるということですが、専門の方が就いているということですが、費用対効果についてはどういうお考えでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。来年度以降もですね、被保険者の皆

様の保険料未納額を早期に完納することが一番の徴収成果と考えるので、やはり人員が 4 名しかいませんので 1 名増になった影響は大きいと思いますので、嘱託職員さんの効果はあると思います。

議長（牛尾昭議長） 費用対効果について。事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 単純に 29 年度、30 年度の滞納繰越分の収入済額を見ますと、29 年度約 780 万が平成 30 年度は 1,060 万で 200 万以上の増収にはなっていて、専任の嘱託員が全て成果という訳ではありませんが、嘱託員の報酬を上回る額にはなっています。ただし、収納した保険料を、税と違ってその嘱託職員の報酬に充てるという訳ではありませんので増えた分で賄えたということにはなりません、収入増に大きな効果があると思いますので、引き続き専任の嘱託職員を配置して徴収に努めて行きたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） 22 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今お話しありました 29 年度比で収入未済が 240 万円の減ということなんですが、こういう結果になったところで被保険者の状況をどういうふうに捉えられとるんか。状況は好転したのか、そうでもないのか。その辺をどういうふうに把握されとるか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 30 年度の収納率は前年度と比較して上昇し、収入未済額は減少しています。

平成 30 年度は収納率向上のため、足を使って繰り返し訪問を行うという基本的な取組みを行いました。繰り返しの訪問により、時間をかけて話を聞くことで被保険者の生活状況を把握し、生活に無理のない範囲での分割納付者が増加したことで、収納率は上昇しました。

また、納付相談を行うなかで、どうしても支払うことができないと判断される方につきましては、年度末に不納欠損審査会で審議を行ったうえで不納欠損を行っており、また、困窮状態が確認できる場合には両市の生活保護担当課に相談するよう案内を行っております。

議長（牛尾昭議長） 課長ね、経済状況って聞いているんでそこまで踏み込んで答弁してください。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。低所得者の人数を把握した上で訪問や納付相談を行う中でですね、同じ保険料段階にあっても生活の様子や困窮の度合いは、それぞれの世帯で全く違うと感じております。また、低所得者でない方にお

いても税法上の所得や収入であっても、実際は年金担保貸付の利用や多重債務等で生活困窮に陥っているケースもあります。納付相談を行う際はこのような世帯の生活実態や収入実態を把握するため、被保険者の方のお話を聞くように時間を掛け慎重に対応することを心がけております。

以上です。

6 番（多田伸治議員） 違いますよね。私はどう対応したんかじゃなくて、滞納されとるようなところの被保険者の状況がどうなのかと、減ったということは状況が好転したのか、そうでもないけど未済額が減ったのかというところが知りたいという話しをしとります。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。深いところの状況把握は正直いってできておりませんけども、そういった低所得者とかその困窮状態は改善しているとは思っていませんけども、無理のないようなお支払いをして行くように相談に乗っているところでございます。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） その辺もきちんと把握した上で、将来的な保険料とかそういうところに掛かってくる話しなんできちんとして行くようなことが組合として必要じゃないかと思うんですが、滞納者が資料のどこかに 291 人というふうに数字があったと思います。このうち両市の、先程保険料の軽減というようなところでそういう話しもあったんで、生活保護に繋がったり何だったりというようなところ、きちんと繋がったのはどれくらいおられて、何人が実際に本当にケアが受けられたのかというところを把握されとりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。実際に両市に繋げて生活保護になられたような方ということは、平成 30 年度中に 2 世帯、計 3 名の方が生活保護の開始となっております。被保険者の生活を守り社会保障になる組織として、引き続きそういった関係機関と連携して行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 本当を言えばね、これがきちんとどの程度その生活保護の窓口とか社協とかに繋がったのかというものも知りたいんですが、そういうことも含めて以前の答弁では軽減の周知ということに努めるという話しもされとりま

す。実際この軽減申請に繋がると、不納欠損というようなところで落としてしまうというようなこともありました。その辺も含めて状況をお知らせください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。減免の件数は平成 30 年度 9 件で金額として 33 万 7,682 円となっております。

不納欠損の件数としては浜田が 62 名、江津が 33 名の 95 名の方が不納欠損審査会で不納欠損をしております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 23 番、山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。決算書 38 ページ、39 ページの第三者納付金というのが、100 万円の当初予算がありまして、決算で 95 万 7,436 円というので、おそらく連合会負担金の第三者行為求償事務負担金という部分にも関わるのではないかなあというふうに思っとるんですけど、これは正直どういった債権というか仕組みになるのか教えていただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。第三者納付金の内容については、介護保険の被保険者は、交通事故や傷害等の第三者による不法行為が原因で介護保険サービスが必要になった場合であっても、介護保険サービスを利用することができます。ただし、その費用については加害者が負担することが原則となっており、この加害者から納付された被害者分の介護保険サービス給付費が第三者納付金となっております。

議長（牛尾昭議長） はい。山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） はい。それで先程いった第三者行為求償事務負担金も加害者が払うべきではないかと私思ったりもするんですけど、納付金の中にそういうのって入ってくるようなもんなんですか。それともこれは島根県国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料というふうになっとるんですけど、これはこういったところを通してやり取りをするもんなのかどうか、ちょっと聞いてもいいですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。すみません。最初の質問はこの第三者納付金の中に賠償金が入っているかどうか。

10 番（山根兼三郎議員） 手数料が入っているかどうか。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 失礼しました。まず手数料ですけれども保険給付分のみをいただいております。手数料は保険給付分のみでございます。ごめんなさい、もう一点。

10 番（山根兼三郎議員） だいたい連合会を通してやり取りをするんですか。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 求償事務の内容が複雑でございますので、連合会に委託して求償事務を行っていただいております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。42・43 ページで介護認定審査会というようなところで、要介護 3 以上から 2 以下に下がったという人が 30 年度どれぐらいおられるのか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 30 年度において、更新申請及び区分変更申請に基づく認定により、前回要介護 3 以上から要介護 2 以下へ要介護度が下がった方の人数は合計で 189 名でした。内訳は、要介護 5 から要介護 2 以下へ下がった方が 12 名、以下、要介護 4 から 44 人、要介護 3 から 133 人となっております。

また、平成 30 年度において前回より介護度が下がった方は 533 人おられ、全認定者数 4,779 人に占める割合は 11.1 パーセントでした。この内、要介護 3 以上から要介護 2 以下に下がった方は先ほど申し上げました 189 人で、前回より要介護度が下がった方のうち 3 人に 1 人がこうした方であったということになります。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。こういうことでね、介護を受けられなくなるというような心配もあったり、抑制されとるんじゃないかというような話もあります。そういったところで不服があれば申し立てしてほしいというよう話もありました。30 年度のところでは不服申立てはどれぐらいありましたか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。30 年度は不服申立ての審査請求はご

ざいませんでした。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 25 番、西村議員。

8 番（西村健議員） はい。私は実績報告書 14 ページ、ナンバー16 の介護認定審査会費についてお尋ねをします。通告では予算現額と決算額との乖離についてということで通告をしておりましたけれども、申し訳ないんですができれば結構ですが当初予算との乖離、途中で減額補正が 1 回でておりますので、できればそれも含めた形での乖離の要因についてご答弁をいただけたらと思います。

議長（牛尾昭議長） できますか。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護認定審査会費の予算現額と決算額の乖離の要因についてお答えいたします。

平成 30 年度の審査件数の実績は 4,779 件で、前年度の 6,112 件から件数にして 1,333 件、率にして 22 パーセントの大幅な減少となりました。

これは、制度改正により、平成 29 年度に更新申請を行った方の内、一定の要件に当てはまる方の認定有効期間が最大 24 か月に延長されたことによるものですが、当初予算ではこの影響を考慮せずに要求を行ったため大きな乖離が生じることとなりました。

平成 31 年度からは要求額と執行額に大きなズレが生じることのないように、制度改正や当圏域における人口構造等を基に将来の申請件数の見込みを立て、これに基づき適正な予算要求を行うこととします。

当初予算との乖離ですが、執行額と比較しますと 34 パーセント、先程来お話ししました 22 パーセントの減少で、残りの 12 ポイントの乖離生じた主な要因でございますが、当初認定審査会の審査会委員の研修を 100 名単位で計画しておりました。30 年制度改正が行われることに伴い 29 年度の 3 月に制度改正の説明会を委員を集めてしたところでした。その他 30 年度に入ったときに状況を見て研修は今年度はいいいということにしたので、この研修会の予算を落とすのがちょっと遅れたということと、あとそのときには 7 合議体あったんですけども、1 合議体の人数が 5 人で審査をするんですけども、その委員さんがドクターが 2 人いらっしゃって勤務の都合でほとんど出てこられなかったこと、その委員報酬が余ったことで補正予算をしてもなお予算が余った理由となります。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） はい。よく理解できなかった部分はさっき 24 か月、最大限 24 か月で云々ということをおっしゃったんですがその意味と、それがどういう方に該当するのか。その点についてもう一度お尋ねをしたいと。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程の制度改正により有効期間が最大で 24 か月に延長された方の対象ですが、更新申請の方で介護から介護に認定される方は、平成 21 年ずいぶん前から 24 か月延長が可能でした。総合事業が始まった 29 年度からですね、更新申請の支援に係る更新の方、支援から支援、支援から介護、また介護から支援に落ちた方、その 3 パターンの方は 12 か月から最大 24 か月まで延長に可能になったという方が対象になります。

議長（牛尾昭議長） いいですか。続いて 26 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。こういう話しをするのが適当なのかどうかというのはあるんですが、計画策定委員会費というものを計画上されておまして、この委員には被保険者代表が 11 人というようなことでこちらにいただいた資料の中にもお名前が出とるんですが、こういった中の方に貧困世帯とか経済的理由から減免とかそういったケアを受け取られる方っていうのがいたりするものでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） まず当組合の事業計画策定委員会の委員です。医療、保健、福祉の専門分野から 11 名と住民代表が 11 名、その他管理者が認める者として、保健所から 1 名と認知症学識経験者 1 名の合計 24 名で構成をされています。

介護保険事業計画は 3 年を 1 期として策定するものですので、第 7 期計画も平成 29 年度に策定作業を行いました。その前年、つまり平成 28 年度には、被保険者や住民、介護保険事業者に対してアンケートなどの調査を実施し、その結果も汲みあげながら計画に反映させております。

もちろん事業計画を仕上げていく過程においては、給付費などのデータ分析を行い、事業計画策定委員から専門的見地及び住民的立場での様々な意見をいただき検討を重ねた結果、事業計画を策定しておりますので、質疑要旨の中の内容のその正当性には確信を持っているところであります。

6 番（多田伸治議員） ごめんなさい。私の後の質問を先に答えていただいたようなんですが、今この 11 人の中にそういう何かしら経済的にケアが必要な方がいますかというという話しをまずしております。

介護保険課長（三浦介護保険課長） その委員の選出においてはですね、各団体からの推薦に基づき行っております。医療分野だと医師会であったり、福祉分野だとケアマネ協会であったりしますので、同じように委員さんになっている住民代表

である第 1 号被保険者の選出については、浜田市と江津市からの推薦に基づき行っておりますので、そういった地域や団体をとおして推薦を受けて選出される委員さんですので、そういった立場のもと委員会に臨まれて協議をされていますので、その選考について問題はないと認識しております。

6 番（多田伸治議員） それも私の聞いたこととは違いますよね。おられるかどうかという話しですね。

介護保険課長（三浦介護保険課長） すみません。把握しておりません。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。今いろいろとこの後、本当はねそういった困窮しているような方、そういった方がきちんと保険に対してどういうふうについていうようなことがいえるような環境という、間接的にはいえるというようなことはあるんでしょうけれど、直接にこういうところに入ってもいっていただく、そういったことが適切な計画とか保険料というようなものを決めて行くことになるんじゃないかと思うんで、そういう話しをしようと思ったんですが、今の現状で正当なものになつとるというふうな話しなんですが、先程の保険料の軽減対象が 4,580 人、大方 15 パーセントというようなことがあっていうところで、こういった方が入つとるかどうかも分からんというのは、果たして本当に適切な計画、保険料いうものを設定できるというふうにお考えか、改めてもう一度聞いておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程来の繰返しになりますけども、1 号被保険者の住民代表選出については、両市のほうからの推薦に基づき行っておりますので、そういった推薦を受けて選出されている委員さんでございまして、そういった検討もなされているとこちらのほうは確信しております。
以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 27 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 保険給付費のところで、給付費 2 億 8,780 万円減の要因をどういうふうに捉えられているか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今年度の保険給付費は、平成 29 年度に比べ約 2 億 8,780 万円減少しましたが、主には介護サービス等諸費で約 1 億 7,040

万円、介護予防サービス等諸費で約 1 億 150 万円などとなっています。

まず、介護サービス等諸費の減少分につきましては、6 月 18 日開催の全員協議会でも「平成 30 年度介護給付費の動向」として説明をさせていただきましたが、介護老人保健施設において稼働率が悪く収益が伸びなかったことや、過去の報酬算定の誤りを返還したことにより給付費が減少したことが大きな原因となっています。

次に、介護予防サービス等諸費の減少分につきましては、平成 30 年度から予防の訪問介護と通所介護のサービスが総合事業に完全移行したことに伴う影響だと考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。今答弁の中にもありました給付費の減のうち 1 億円余りっていうのは予防での減なんです、予防の取組みとして 30 年度十分なことができたというふうにお考えか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護予防サービス給付費で予算が多く残ったということで、当初、原因としては訪問介護と通所介護が総合事業に移行したことが、そこを適切に当初予算に反映できなかったことが原因であると考えていますが、ここでは要支援の人が使うサービスです。いわれるように 21 番の介護予防生活支援サービス事業費、第 1 号訪問事業と第 1 号通所事業のほうは増えておりますので、そういった適切な方が適切なサービスを使うっていうことが、この給付費からはきちんと利用されてると認識しております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 28 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。居宅介護サービス給付費での利用人数と回数の状況は 30 年度どんなものですか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。居宅介護サービスの利用人数は 3 万 8,458 人となっており、平成 29 年度の 3 万 9,538 人と比較すると約 1,000 人減少しております。利用回数についても 11 万 5,498 件となっており、平成 29 年度の 11 万 9,577 件と比較すると 4,000 件減少しています。

平成 28 年度以降、一貫して居宅介護サービス費の利用人数と回数が減少する傾向にありますが、この要因としては、1 つ目に要介護認定者数の減少と、2 つ目に地

域密着型サービスの利用増加が考えられます。実際に平成 30 年度においては、要介護認定者数が前年対比で 119 人減少の 5,099 となり、地域密着型サービス利用人数が前年対比で約 550 人増加の 1 万 3,384 人となっております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。こういった数字と今の状況から、政府が進める在宅での介護というものが対応できているかというふうにお考えかどうか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。こういった状況の中、国の施策である地域包括ケアシステムの構築や住み慣れた地域での在宅介護についてですが、両市において医療介護連携の推進に力を入れておられ、ケアマネジャーを始めとした介護の専門職もそれぞれの役割を強化しております。また、先程説明しましたとおり地域密着型サービスについては、利用は伸びている状況にあります。各介護サービスの実績を見てみても、小規模多機能居宅介護や看護小規模多機能居宅介護などの複合型サービスや地域密着型通所介護も伸びております。

こうした状況から在宅介護の受け皿として十分といえるかどうかの議論はあるとしても、ある程度の対応はできているものと考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。十分といえるかどうかというところはいろいろあるという話なんですけど、30 年度の取組みを受けて、今後どういうふうにそれを活かして行くかというようなことは何かありますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。30 年に 7 期の事業計画として看護小規模多機能を 1 事業所 32 年度に開設予定としております。選定しましたので。そういったことも今は西部にしかありませんが東部にも 32 年度 4 月できますので、サービスはちょっと限られておりますが、そういったところでまた更に在宅介護の受け皿として支援をして行きたいと思っております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 29 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。44・45 ページの介護予防サービス等諸費のところ
で、588 万円の不用額が出ていますが、まあ使い切れればいいっていうようなもの
でもないんですが、これほど余るんであればもうちょっと有効に使う手立てという
のもあったんじゃないかなと思うんですが、何かありますか、その辺の認識は。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。まず介護予防サービス等諸費の不用
額の話ですが、サービスの内訳を見ますと、介護予防の住宅改修が 276 万、
介護予防サービス計画費が 290 万となっております。

介護予防住宅改修費の近年の実績は、29 年度は約 1,615 万円、30 年度においては
約 1,290 万円となっており、一見サービス利用が低下したようにも見えますが、ま
だ下げ幅が 300 万円程度と少額ですので、今後の動向を注視していく必要があると
考えます。

また、介護予防サービス計画の実態は、平成 29 年度には約 4,224 万円、平成 30
年度においては約 3,260 万円の実績となっており、平成 29 年度から始まった総合
事業の影響がかなり大きいという印象を持っております。

不用額というのがでてしまいましたけども、なかなかこの辺のところは足りない
と困るところでもありますので、こういった現状になっております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 30 番、西村議員。

8 番（西村健議員） 私は実績報告書のナンバー19 の保険給付費の中の、先程も
ありました介護予防サービス等諸費についてお尋ねをしたいと思います。

これは 29 年度から要支援の方についてのサービスが、通所看護・訪問看護それか
ら福祉用具については介護保険の適用を受けるけれども、それ以外のいわゆる訪問
介護、それから通所介護についてはこの地域支援事業に、21 番のほうに回るとい
うふうな受け止めをしております。

そのことについて事業の関係性について、具体的に事業費との関係でお互いの事
業について説明をお願いしたいというのが私の趣旨でありまして、したがって 20 番
もさも関係あるかのように、関係ないことはないんでしょうけども、ナンバー20 と
いうのは削除をお願いして、ナンバー19 の中の項 02 ですね、介護予防サービス等
諸費これと、それから 21 番の介護予防生活支援サービス事業費、この関係について
お尋ねをしたいと思います。

先程、介護認定の関係で要支援に絡む認定については 24 か月の範囲で最大限認
定そのものを延長することができるようなご説明が答弁があったように思います
けれども、そのことと多分関係があるんであろうかと思えますけれども、例えばこ
の中の介護予防サービス給付費について決算額でいいますと、1 億 6,400 万円余り

の事業費になっております。ナンバー19 の保険給付費の事業費、実績報告書の 15 ページの介護予防サービス等諸費の中の 01 の介護予防サービス給付費について 1 億 6,400 万円ですよね。これを前年度と比較しますと前年度が 2 億 5,400 万円なんです。大雑把にいいますと、約 9,000 万円減っている訳です。だけどその分は 21 番のほうで見ますと介護予防生活支援サービス事業費の 2 億 7,500 万円計上されておりますけれども、これは 29 年度の比較でいいますと約 1,000 万増えとる訳です、事業費としては。

だから要支援の方が介護保険の枠から出てこちらの生活支援サービス事業費のほうで計上されているその関係については分かるんですけども、さっきの認定との絡みで例えば江津は年度ごとにボーンと生活支援事業のほうに移っていったと聞いてるんですよ。浜田は毎月更新を迎える訳でしょ、基本的には。たけどそれを前提に 2 年という、最大限 2 年先に延ばすことができるという認定期間の延長というのがあるように今答弁されたんで、そのこととこの事業費との動きがどういうふうに繋がって行くのか。ちょっと私に理解が及ばないので、その点についてお互いの相関関係について説明していただきたいというのが私の趣旨なんです。

議長（牛尾昭議長） 長い質問ですけど、理解できますか。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程来ご説明しました 29 年度総合事業を入れれば、要支援の方の更新を 24 か月にしてもいいということの絡みですよ。この 24 か月延長が出てきたのがやっぱし介護職員とか事務職ですよ、その担当する事務の負担軽減とか審査会委員とか認定調査員の負担軽減を図るために延長して件数も減らしましょうということが主な延長の理由でしたので、それはそこで捉えていただいて、その決算のところの話しをさせていただいてよろしいですか。介護のほうは 20 番はいいから 19 番と 21 番の関連性ということで、よろしゅうございますでしょうか。

まず主要施策の実績報告書の 19 番の保険給付費のうち介護予防サービス費等諸費と、21 番の介護予防生活支援サービス事業費の関連性についてご説明いたします。

平成 29 年度から始まった総合事業については、1 年の経過期間を経て平成 30 年度に完全移行したことにより、以前は介護予防サービスであった介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、総合事業サービスとなりました。このことに伴い事業費が、保険給付費から介護予防生活支援サービス事業費に移行しております。実際に、保険給付費では平成 29 年度に対して約 1 億 155 万円の実績減となり、介護予防生活支援サービス事業費が約 1 億 1,933 万円の実績増となっています。

介護予防生活支援サービス事業費が移行分より若干伸びておりますが、総合事業のサービスにおいては、従来からの介護予防訪問介護と介護予防通所介護に加え、両サービスの内容を緩和した緩和型サービスも創設されており、要支援の認定者だけでなく事業対象者もサービスを利用することができるようになったことが要因と考えています。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。西村議員。

8 番（西村健議員） そうしますと、新規の人ではなくて今まで要支援という形でサービスを受けていらっしゃった方は、具体的にどういった形で変化があるのか。要するに事業者は変わらない訳でしょ。例えばデイサービスで通ってたという方について、29 年 4 月 1 日以降、事業者も同じ実際の事業の中身も同じなんですか、それともいわゆる緩和型といわれるサービスに変わる。それは何が違うのか、今までと事業の中身として。そのことがね、私今一つよく分かってないんですよ。単価設定もそれまでの事業者にとっての単価設定がどう違って、この事業費に反映をされておるのか。この点についてお答えをいただけたらと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。緩和型サービスが総合事業が始まってからできております。今言われたように単価のほうはちょっとはつきりとした数字は出せませんが、社会参加のためのデイサービスだとか閉じこもり防止いっしょですね、それとか認知症とかリハビリとかそういったいろんな目的に沿ったサービスができております。そこで利用者がどういったところに行きたいかっていうところで、選べるのがその緩和型サービス。時間は丸々 1 日なくてリハビリ特化だったら午前中だけとかそういったことですので、単価は従来型より安く設定するから使いやすくはなっております。

それで先程のサービスのどういうふうに変わって行ったのかということですが、でも、総合事業が始まって要支援の方の認定を受けてサービスを使う場合ですね、19 番の介護予防サービス等諸費から、ここから出ます。要支援の認定をされてる方でも訪問看護とかレンタルを一切使わずに訪問介護と通所介護のみを使っておられる方は、認定があっても今の 21 番のこの介護予防生活支援サービス事業費から出るということになります。認定を受けなくて総合事業のみ使われている方についても、この 21 番の第 1 号通所介護・第 1 号訪問介護のところの予算から出るということになりますが、西村議員お聞ききのところからはちょっと外れていますでしょうか。すみません。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。3 回目です。

8 番（西村健議員） いっつもね、私もどう聞いたらいいのか自分で迷うというか困るんですけども、つまり新しくサービスを認定を受けてサービスを受ける方はまだいいんですよ。そうじゃなくて今までサービスを要支援で受けていた方が、29 年 4 月 1 日から、要するにさっきいった訪問看護とかいうことではなくて、通所介護・訪問介護を従来通り受けようと思ったときに受けられるのか。それは何処へ入るのか。広域では事業費としては何処に入るのか。

そのサービスの中身は従来通りのサービスを受けられるのか、あるいは緩和型といわれるサービスしか受けられないのか。そこら辺が私何回か人に聞いたりするんですけども良くね理解ができないんです。

もうこれ最後だと思いますので、できるだけ詳しくお願いします。

議長（牛尾昭議長） 最後ですから。答えられますか。はい。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 今まで要支援の方が認定を受けてサービスを使われとった場合、ここの 21 番の訪問介護と通所介護しか使いませんということになれば、アセスメントをしてそれが正しいというサービスであれば、その人達はここの 21 番のここのところから、お金の話しなんですけど予算が出るということになります。その人がデイサービスや訪問介護だけではなくてレンタルとか併せて訪問看護も使いたいということになれば、予防のサービスで介護のサービスとミックスなので、そのお金は 19 番の、要支援なのでここの 02 の介護予防サービス等諸費から出ます。介護の人はもちろん上の 01 のところからデイサービスも全部出ますけども、要支援の人についてはそれです。

緩和型のサービスをもし使った場合はどうなるんだろうかというお話しでしたけど、緩和型のサービスを使えば 21 番の介護予防生活支援サービス事業費の第 1 号の訪問事業・通所事業からお金が出ます。

事業所もここの介護予防ケアマネジメント事業費から出ます。ケアプラン作成料ですか。従来型のサービスも緩和型のサービスもこの 21 番の第 1 号の訪問事業と通所介護しか出ません。

議長（牛尾昭議長） 規定の回数が参りましたので、また、西村議員、別な努力をしてもらって。

8 番（西村健議員） ただその今の緩和型と従来のサービスというのは、何が違うのかということについては、多分答弁されてないかと思います。

議長（牛尾昭議長） 答えられなかったら、課長でなくてもいいから答えてください、答えられる人が。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 従来型サービスでいうことは身体介護があるか無いかということです。従来型サービスは身体介護があるということになり生活支援もある。だけどここの生活支援総合サービスの緩和型は生活支援のみのサービスとなります。そこら辺が介護の内容としては違うところです。

議長（牛尾昭議長） 続いて 31 番、三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。ナンバー 20 の事業についてお伺いします。

この事業は浜田市・江津市へそれぞれ事業実施を委託したものになっておりますが、それぞれの各市の事業評価それぞれにお伺いしたいということと、また、ここにも任意事業がそれぞれあるとありますが、事務報告書を見ますと江津市・浜田市それぞれに事業が全部列挙されていまして、部分的に異なる事業をされてるんですよね。それぞれのその事業評価を伺いしたいというのが一つと、その違いについて、もちろん広域で取り組んでることですので最終的には広域としての評価が求められる訳で、その江津市でこのまま実施されている事業で成果が出ているものを、例えば浜田市と共有しているのか、あるいはその逆もあるのか。そういったところもお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 浜田市においては、在宅医療介護連携推進事業として、地域の中核病院である浜田医療センターと在宅介護サービス事業者、また、在宅のかかりつけ医などと連携を図る仕組みを強化しておられます。地域包括ケアの推進に大きく寄与していると評価をしております。

江津市においても、独自に総合事業サービスを実施していることや、済生会の医療スタッフや高砂ケアセンターのリハビリ専門職を巻き込んだ地域ケア会議を行うことで、他職種協働でケアプラン作成をすることにより、重度化防止に繋がっていることを高く評価をしております。

また、両市で共有できる事業があるかといった質問に対しては、まさにいきいき百歳体操の取組が考えられます。江津でやった事業が、いきいき百歳体操が3年前から江津市が力を入れて取り組んできた事業となりますが、介護予防と同時に集いの場に最適であると、広く市民に受け入れられています。

浜田市も去年から百歳体操の取組に江津市のを参考にしながら、いいということを取り入れてですね、百歳体操に力を入れておられます。

現在、国は介護予防に資するための取組として通いの場、集いの確保を重点課題としておりますので、両市共にこの取組を広げていくべきと考えております。

議長（牛尾昭議長） 三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。その百歳体操の事例を今ご紹介いただいたんですが、それは江津市での取組を結果的に浜田市でも輸入するような形でしたというのは、広域行政組合が働きかけをしたんですか。私の質問の意図は広域行政組合としてこの事業をやっている訳ですから、全体としての成果をあげる必要があると。その中で事業自体は浜田市・江津市それぞれ委託をしているんですが、成果としては全体で出していく必要がありますんで、その中でいい事業についてはお互いに共有をしながら、その成果を広域行政組合としてあげていく必要があると思うんですね。それが先程ご紹介をいただいた百歳体操が一ついい事例なのであれば、それは広域行政組合が働きかけをして、江津市ではこんな取組をしている、これは素晴

らしい、浜田市でもどうですかっていうことを働きかけられたのか。

かけてなくて、それは浜田市が独自に江津市はこんなんやっておられるからこれは浜田市もやろうじゃないかっていうのは広域行政組合の成果ではないですね。そこのところの事業の情報交換がされていますかということが私の質問の意図です。それについてまず伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。広域のほうでは 1 か月に大体 1 回ぐらいいは圏域会議いうのを開催をしております。そのところでですね、両市の取組のいいところ課題などを抽出しながら、それを議題として議論しております。

広域がこれをしたかどうかというところではなくて、そこもあるんですけども、全員でそこを共有することによって、いいところは参考にしようというところもありますし、元々は旭町のほうが率先してやられたという取組もあったりして、その辺も情報交換しながらこういった今結果になっているということでございます。

議長（牛尾昭議長） 三浦議員。

1 番（三浦大紀議員） はい。是非ですね、情報交換を進めて行っていただきたいと思うのと、もう一つそれぞれの事業評価をどういうふうにされてますかっていう最初の質問に対して、それぞれの取組についてはこういう取組は素晴らしいと思いますと評価してますということはあるんですが、この委託事業に対しての成果ではないと思うんですね。この委託をすることによって結果的に何がどうなったのかというところがこの事業についての評価だと思うんですけども、浜田市が行った事業によってこの事業が持っている目的ですよ、両市に委託してこれを達成したいんだといったところの評価はどのようにされたのかということ、最後にお聞きしておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。三浦議員おっしゃるとおりそれぞれに達成目標は掲げるべきだと思います。そうしないと評価もできないと思いますけども、全体の目標っていうのはちょっと掲げてないんですけども、先程来お伝えしてます百歳体操についてはですね、第 7 期の介護保険事業計画におけるその目標と評価についてというふうに県にも出すようになっていきますので、今いう百歳体操のグループ・サロンを今年度はこういうふうに広げて行こうとか、今こういうふうな課題だけでもこういう活動にして行こうとかというような具体的なものは掲げてますので、広域全体としても百歳体操の部分についてはそこでちょっと評価して行きたいなと思っております。すみません。全体ではなかなか評価っていうのはできてない状況です。

議長（牛尾昭議長） 時間が押しておりますので休憩はいたしませんので、議員各位随時、トイレ休憩とかしてください。

続いて発言順 32 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今、三浦議員への答弁で一番最後のところでありました委託事業に対する評価というものを私も聞くつもりだったんですが、それはないということで、決算としてよろしいんです。

議長（牛尾昭議長） 答弁者。介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程来もお伝えしましたけども、地域支援事業の中でそういった取組と目標という中でですね、百歳体操を実施する団体数及び取組数ということで、取組状況と目標を掲げています。また浜田市においては地域ケア会議そういう個別プランとか重度化防止のためのプラン作成の件数を増やして行くというような目標もあげておられますので、そういったことも含めて事業の評価をして行きたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 評価をして行きたいじゃなくて、ここはその評価をする場ですんで、ここできちんと出してもらわないと決算、当然この後賛成・反対というようなこともあるんで、今言って、じゃあ出せますかといって出せるものではないと思います。そういったことをきちんとね、決算の場では、これで 30 年度はけりがつく訳ですから、そのこのところをきちんと対応したものを出してきていただかないと我々も審査やら賛否の判断というのもつかない部分がありますんで、そこは今後改めて行っていただきたいなというふうに思います。

で、続けて行くんですが、続けるんじゃないくて 33 番のほうに移っていきたいんですが、いいですか。

議長（牛尾昭議長） いいですよ。

6 番（多田伸治議員） じゃあ 33 番を。総合事業の中で権利擁護や虐待への相談というものについて、浜田が 56 件、江津が 28 件というふうにあるんですが、これは実際の虐待の件数は何件で、それはきちんと全て解決しているのか。解決していない件数があればそれも含めてお答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。総合相談支援事業の虐待の相談件数

は、浜田市 56 件のうち相談は 11 件で認定は 7 件、江津市は 28 件のうち相談は 9 件で認定は 2 件になります。両市とも認定された案件については、年度内に解決が済んでるということでございました。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） すみません。こちらで 34 番についてですが、34 番のところで見ますと介護ボランティアの研修というものをやられとって、浜田では 7 回 163 人というのが 30 年度の結果なんです、江津市については 2 回累積 130 人とよく分かん数字が書いてあります。事務報告書ですね、そちらに書いてあるんですが、なぜ同じ決算で出てくる資料で書き方が違うのか。これ以外のところでもそういうものがあるのかも知れません。両市に任せとるからそこからあがってきた数字を書かれとるだけかも知れんのですが、やはりきちんと両市の比較もできるような数字を出してきてもらわんといけんと思うんですが、何でこう分かりにくい表記がされとるのか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 地域介護予防活動支援事業として介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を行っております。平成 30 年度は、浜田市が 7 回開催し 163 名の参加、江津市が 2 回開催し 130 名の参加となっております。

江津市の資料の表記にボランティア等の累積育成人数等とありますが、表記が分かりにくかったので申し訳ありませんでしたけども、江津市に確認をしたところこれは過去からの累計を指すものではなく、あくまで平成 30 年度のみ参加者数であるということでした。今後はちょっと分かりにくかったりしてはいけませんので、このような同じような事業の語句はできるだけ揃えるようにしたいと思っています。

以上です。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。そうであるならちょっと聞き方変えるんですが、浜田では 7 回 163 人だと。江津は 2 回で 130 人。1 回当たりの参加者数ってすごく差がありますよね。これで果たしてこのボランティアの研修っていうのが十分なものになるのか。たまたま浜田は参加者数が 1 か所当たり少なかったというようなことなのかも知れんのですが、きちんとしたこれ研修養成っていうようなことができるのかどうか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。江津での開催回数ですけども、30 年度は 31 年の 3 月に桜江総合センターで 30 人と、地場産で 100 人いらしゃっています。浜田市の回数なんですけども、浜田市のその研修受講者の対象者がですね、食生活改善推進委員さんであったり地区の保健委員さんであったりするのが対象者で、その食生活改善推進委員さんは自治区ごとにいらっしゃるということで、少人数ではあるけれど開催回数は増えて多くなっています。

6 番（多田伸治議員） それで成果が得られるかどうかということです。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。失礼いたしました。このボランティアの育成研修事業でございますけども、今言ったように浜田は食生活改善推進委員さん、保健委員さん。江津市ではですね、以前行っていたまめなくん体操のリーダーを養成したときのその方とかですね、地域サロンのリーダーの方に去年からその研修の案内をされているということでした。年間通じて回数はそんなに多くないかと思っておりますが、その方達が地域に行かれて地域活動でのサロンリーダーであったりそのところで運動支援ボランティアだったりしてその活躍を担っておられるので、研修の回数は 1 回、2 回であってもそのほうは十分というか足りてるといえるか、力にはなっているものだと思います。

以上です。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じような話しをですね、私 29 年度の決算でもしとりまして、そのとき浜田は 11 回で 259 人、江津は 1 回で 77 人。で、そのときに言われたのは取組として十分ではないと。なんで今後取り組んで行きたいというふうに答弁されているんですが、江津のは回数で倍、人数で倍というようなことではあるんですが、浜田は明確に回数も人数も減つとると。さっき保健委員とか食生活の何とかというところで、限定的な参加だったというようなこともあるのかも知れないんですが、29 年度の答弁に照らしてこの実績っていうのは十分なもののなかどうかということを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。研修の受講者の内訳してみると、浜田市では地域の食生活改善推進委員さんであるとか保健委員さんであったりと、その地域で何らかの役についておられる方が参加対象者となっています。江津市においても地区で行っている百歳体操のリーダーや以前流行りましたまめなくん体操のリーダーを中心に当該研修の参加を募っています。去年私がそういうふうに申し

上げたのも、ここまで地域支援事業費でお金を掛けてる事業しかあまり把握をしていなかったのも、回数としては少ないと認識してるふうに申しあげましたけども、今年度いろいろ聞いてみますと、地域支援事業ではないけどもそういった役割を担ってる方が、サロンであったり自治区の研修会であったりのところですね、活躍をされてるといところでこの研修が活かされているということをお考え、その辺は十分かどうか賛否いろいろあるかも知れませんが、そういったリーダーの存在は重要だと考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員、今 36 番ですね。

6 番（多田伸治議員） そうですね。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 37 番、小川議員。

5 番（小川稔宏議員） この間から私が聞きたいのは、ケアプランに対してですね、今後、国のほうではケアプランの有料化ということが検討されとるという報道がありましたので、少しその辺の実態をちょっと知りたいということで質問を準備したんですけども、これがこのナンバー 21 でいいますところの介護予防ケアマネジメント事業費ということで 3,724 万ありますけども、これが全てがケアプランの費用だとは思いませんけども、この中でどれぐらいの部分がケアプランの費用として占められているのか。この辺の現状について伺いをいたします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。現在、ケアプラン作成における自己負担はありません。全額保険給付となっております。給付額につきましては、決算書のところでおっしゃったので決算書の 44 ページにありますように居宅介護サービス計画給付費 4 億 6,952 万 5,550 円、また決算書の 46 ページにあります介護予防サービス計画給付費 3,259 万 6,356 円となっております。

有料になった場合ですが、現在の報酬単価を基に 1 割負担で試算しますと、保険給付費のほうは 5,000 万円程度減額になりまして、一方利用者には月額 400 円から 1,400 円程度をお支払いいただくことになります。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 小川議員。

5 番（小川稔宏議員） 内容的には分かりましたけれども、大体 5,000 万ぐらいの差が出るということなんですけども、このケアプランの有料化という背景には介護費用が膨張しているということが背景にある訳ですけども、先程 5,000 万を利用

者の負担にすることによって介護費用の膨張を抑えるというような意図もあるだろうと思うんですけども、そういうことについての担当課の認識はどうでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。ケアプランの有料化により、介護サービスを必要とする方の利用控えが発生し、サービスを受けないことによる身体的機能の重症化が発生しうるのではないかと懸念しておりますが、反対にその財政安定のため持続可能な制度としては、1 割負担も理解が得られるかどうか分かりませんが、必要なのかなと、私見ですが思っております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 38 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。23 番の介護給付費適正化事業なんですが、この事業の介護給付費が適正化されているかどうかという事業の評価の指標について、その成果についてお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護給付費適正化の 1 つとして実施しているケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを、実際にケアプランを作成した介護支援専門員とともにそのケアプランを検証確認しながら介護支援専門員の気づきを促すとともに、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組の支援を目指して行っております。

そのため、その評価の指標を具体的な数値等で掲げることは困難ではありますが、平成 30 年度には 10 事業所 23 人分のケアプラン点検を実施いたしました。介護支援専門員からは、自分のアセスメントが弱い部分を知ることができた、関係者間で共通認識が持てる記載の仕方が分かった等、また、経験の少ない介護支援専門員や事業所内に 1 人しかいない介護支援専門員からの質問に回答することにより、相談できる人がいないので参考になった、こうすればいいケアプランができるということが分かったという声等をいただいております。

また、介護サービス利用者に 1 年間の介護サービス給付費等の内訳を通知することについては、自ら受けているサービスやそれに係る給付費額を改めて確認していただくことで、適切なサービス利用を受ける意識啓発に繋がっているものと考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 西川議員。

2 番（西川真午議員） はい。事業の点検事業所数が 10 事業所、点検プラス 23 プランということですが、これは全体の対象に対してどれぐらいの数値になるのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 30 年度では今、指定居宅介護支援事業所が 47 事業所ございます。その 47 事業所が分母になるものでございます。以上です。

議長（牛尾昭議長） 件数を聞いとるんじゃないですか。分からなかったら分からん言いんさい。

介護保険課長（三浦介護保険課長） すみません。把握しておりません。

議長（牛尾昭議長） はい。西川議員。

2 番（西川真午議員） 沢山あるうちの 23 件なんだと思うんですが、この適正化事業をもうちょっと進めるためには、この事業を進めて行くには件数を増やすのか、そうすればもっと予算がいるのか。その辺の兼合いとかの方針とかあればお聞かせ願えますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。ケアプランをチェックして今、事業所では 2 巡目だということを担当から聞いております。ケアプランのチェックの事業所の件数を増やすというのも実務上難しいところもあって、大体 12・3 事業所の 23 から 25 人分のプランをチェックさせていただいてます。

議長（牛尾昭議長） 続いて 39 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） 25 番の介護給付費準備基金積立金についてお伺いします。予算現額が補正で増えたりしてるんですが、結局、決算額が執行率 70 パーセントことなんですが、この差異の理由についてお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護給付費準備基金の積立額につきましては、第 1 号被保険者が納付する保険料に対し、それを財源とする介護給付費

等の収支により予算化いたします。そのため、介護給付費等の額を補正すると基金積立金額が変動することになりますが、必ずしも年度中に全てを積み立てなければならないとの認識は持っておりません。

現在の予算現額である 9,855 万 8,000 円は、平成 30 年度 3 月補正時に、介護給付費等に必要となる第 1 号保険料を計算した結果、余剰となるであろう額を積立金として予算計上したものです。

平成 30 年度においては、平成 29 年度からの繰越金を精算した結果約 5,270 万円を、また、出納整理期間中に保険者機能強化推進交付金を地域支援事業に充てたことにより余剰となった第 1 号保険料を約 1,650 万円、実際には積み立てをしました。

令和元年度においても、補正予算にあるとおり平成 30 年度からの繰越金を精算して基金積立をする予定としております。

議長（牛尾昭議長） いいですか。続いて 40 番、西川議員。

2 番（西川真午議員） 40 番は財産に関する決算書の 56・57 ページの基金の今の介護給付費準備基金ですか、この金額についてどのぐらいの金額が適正規模なのか、何か基準があるのか、何か目標があるのかということだけをお聞かせ願います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） 介護給付費準備基金は、当該年度において第 1 号被保険者が納付した保険料に余剰が生じた場合に積み立てを行い、将来の財政安定化を図るために設置されている基金です。

ご承知のとおり、介護保険に係る事業計画は 3 年を 1 期として策定され、計画期間中におけるサービスの量を見込み、それに見合うだけの保険料の設定を行っております。本来であればその期の保険料は、その期の保険給付費にのみ充てるべきだと認識しており、基金残高が極端に増加することは適当ではないと考えております。実際に、過去には会計検査院より保険料に残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり基金を取り崩すことが基本的な考えとなるとの考え方も示されています。

よって、第 8 期の保険料設定については、一定の基金取り崩しを行い保険料上昇の抑制を図って行く必要があると考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 西川議員。

2 番（西川真午議員） 今年度の決算年度末残高が 2 億余りですか、この金額がその多いのか少ないのかっていう見解をお持ちでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。介護保険に係る事業計画は 3 年を 1 期として策定され、計画期間の 3 年間におけるサービスの量を見込みそれに見合うだけの第 1 号保険料の設定を行います。現在、第 7 期事業計画においては事業計画の 3 年目に地域密着型である看護小規模多機能型居宅支援事業所、1 事業所を供用開始することを決定しています。また、事業計画期間中は保険料・給付費は増えて行くことを想定しており、消費税引き上げなどの影響も勘案して第 1 号保険料を設定しております。

このように毎年度、保険料・給付が伸びて行く設定としていますので、3 年間で平均すると事業計画の 1 年目の第 1 号保険料には余剰が生じ、3 年目の第 1 号保険料には不足が生じることとなっております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 41 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。先程一般会計のところでキャリアアップ事業について答弁では、サービスの向上のほうが主な目的で、人材確保とか処遇改善というのはできたらいいなというような認識を開陳されました。というところで 30 年度の特別会計の全体での取組として、介護人材の確保・処遇改善はこれは不可分のものだと思うんですが、こういったことができたかどうかということについて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 24 年度介護保険制度改正により、介護職員処遇改善加算が創設されています。この介護職員処遇改善加算は、介護職員の賃金改善を図ることが目的のひとつではありますが、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境整備を事業所に求めています。

本組合が所管する地域密着型サービス事業所及び総合事業事業所において、平成 30 年度に事業所が受け取った加算総額は約 1 億 9,000 万円となっており、平成 29 年度に事業所が受け取った加算総額より 2,000 万円程度増加しております。より一層の賃金改善がされているものと思われます。

以上です。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 2,000 万円加算がされとったと、これが果たして本当に介護職の介護現場で働く事務の方やら給食の方やらもおられます。そういったとこ

ろの処遇改善にきちんと繋がっているかどうかというのは、先程の思われますところでは把握されてないということでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。今年 4 月に行われた社会保障審議会介護給付費分科会で調査された結果によりますと、介護職員の処遇改善加算を取得している施設事業所の介護職員の平成 30 年 9 月の平均給与額は 30 万 970 円で、前年の 9 月の 29 万 120 円から 1 万 850 円増加して、初めて 30 万円台になったと報告されています。法人の賃金形態の話になりますので、給料が本当に上がったかどうかというのをそこまで保険者が関与できてないと思っていますが、この 10 月から始まる特定処遇改善加算が創設され、一定の条件や制限がありますが法人の考えによって介護福祉士やその他介護職員以外の職員へもそういった加算を処遇改善に配分できるようになりました。ですので法人の考え方にもよるので、その後はまた届出を出してもらえるので、そこで確認したいと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 30 年度での当広域行政組合の介護人材の確保・処遇改善というものが十分な取組だったというふうな評価はできますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。先程来繰返しになりますが事業所が受け取った加算総額より 2,000 万円の増加になっておりますので、そういった賃金改善はされてるものと思っています。
以上です。

議長（牛尾昭議長） 続いて 42 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） されとるかどうかじゃなくて、十分な評価ができるかというところが伺いたかったんですが、次に行きます。

これはやられたかどうかということをお伺いします。介護離職についての把握、30 年度はやられましたか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。30 年度には介護離職の調査は行っておりません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そういうことで介護の現場、家庭内での状況というようなものが、組合として把握できると思われますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。平成 28 年の 11 月に浜田地区広域行政組合において在宅介護実態調査の中に介護者の離職の状況の質問があり、約 4 パーセントの方が仕事を辞めたという回答があったということを 83 回の議会で説明をしました。

また、併せてケアマネジャーに介護離職の聞き取りを行い、ほとんどの介護者は離職をせずに介護保険のサービスを上手に組み合わせて仕事と介護を両立して生活しているとの回答を得たことから、離職者の多くは、介護している方がたまたま定年等で離職したのではないかと考えるとご説明しました。

なお、今年も在宅介護実態調査を行う予定としておりますので、そのこのほうでまた項目に調査結果を確認して行きたいと思っています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

事務局長（宇津事務局長） 事務局長。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） すみません。次の質問に飛んだんで答弁できなかったんで、補足させてください。

両市に委託している地域支援事業の内容の検証のことについてのご質問がありました。一般に当組合でやっている事業に対する評価とかいうことは以前から低いなと思っていたところではあるんですけども、しかし介護保険に限ってはですね、介護保険事業計画の中で目標も定めて、またその進捗管理をしっかりとやるようにということの県のほうの指導もありまして、特に昨年度第 7 期に入ってから県に対して保険者が定めた目標と評価についての取組みの状況を報告するようになっております。介護保険事業計画の中では目標としては要介護認定率の低下ということを決めておりまして、その内容も報告しておりますが、それに加えて両市で行う介護予防の目標として百歳体操を実施する、先程課長もちょっと答えたんですけども、実施する団体や取組人数等の目標を立てて両市でそれぞれどういった人数になっているか、あるいは浜田市においては地域ケア会議の開催の回数・箇所を増やすといったことも目標として取組の評価も行って広域も関わっておりますので、そのような取組を行っているということだけ説明させていただきました。

議長（牛尾昭議長） あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了いたしました。この件につきまして、発言をされていない議員の発言を許可します。ただし、お 1 人質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までとします。

質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第 4、認定第 1 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 5、認定第 2 号、平成 30 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4 時 11 分休憩）

（午後 4 時 11 分再開）

議長（牛尾昭議長） それでは再開します。討論の通告がございましたので議員を指名いたします。多田議員。

6 番（多田伸治議員） はい。介護保険会計のほうで、30 年度というのは介護保険料が上がった年で、予算のところでも保険料を上げたいいけないというようなことで反対をさせていただきました。今の決算の審査の中でいろいろ見て行きますと、保険料の低所得で保険料の軽減を受けるとというような人が 15 パーセントに昇っているというようなこともありますし、私達が町に出ると介護保険料が高いという話を毎日のように聞かされます。そういった状況でこの決算を認めるという訳にはいかないというふうに思っております。

再来年には新しい計画というものが立てられる。今日いろいろと審査の中で申し上げました。来年度から新しい計画、具体的に策定に向かって行くと思います。そういったところにもきちっとこういった質疑でのやり取りゆうようなものを活かしていただきたいということを申し述べて、反対とさせていただきます。

議長（牛尾昭議長） 反対討論を終了いたしました。賛成討論の申し出はありません。

せんでしたので、以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって本案は、原案のとおり認定することに決しました。

ご苦労様でした。

日程第 6、議案第 7 号、浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例についてから、日程第 9、議案第 10 号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでの 4 件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。それでは、まず議案第 7 号、浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 15 ページをお開き願います。また、説明は本日お配りしている差替分の提案条例説明資料により行いますので、資料の 1 ページをご覧ください。

まず、3 改正の目的・理由です。これは平成 27 年度からの介護保険料低所得者保険料軽減措置導入に併せて規定しておかなければならなかった民生費の関係市負担金の負担割合を求める根拠を定めるために所要の改正を行うものです。

4 概要は、まず第 2 条において軽減割の用語とその定義を追加し、第 3 条において負担金の表に民生費を追加するとともに、その負担割合は全額軽減割によるものとします。これにより、民生費の負担割合は、軽減対象者数に軽減単価を乗じた額で案分することになります。参考までに今年度に対象となる第 1 段階から第 3 段階までの軽減単価を掲載しています。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することし、またこの条例の規定は令和元年度分から適用することとし、平成 30 年度までの負担金についてはなお従前の例によることとしております。

次に、議案第 8 号、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 17 ページを、また、提案条例説明資料の 4 ページをご覧ください。

まず、3 改正の目的・理由ですが、これは令和元年 10 月からの消費税率 10 パーセントへの引き上げに伴い、可燃ごみ処理手数料へ消費税引き上げ分を適切に転嫁するために所要の改正を行うものです。

4 概要は、現在 10 キログラム当たり 100 円としている事業系直接搬入ごみの手数料を 101 円に改定します。算出は、現在 100 円の手数料を 1.08 で割り戻して本体価格を出し、それに新しい税率を掛けて出した額の 1 円未満の端数を切り捨てて行いました。なお、現在 50 円の家庭系直接搬入ごみは同様に計算して端数処理をすると同額となるため改定せず据え置きとします。

この手数料改定に伴い計量システムの改修が必要になり、また、今年度の手数料収入は改定を見込んでいないため手数料収入の見直しが必要になりますが、システム改修は現行の委託料で賄える見込みであり、また今年度は大幅に増えた昨年度の

収入を元に増額を見込んだ手数料収入は、先程も申しましたが今年度に入って前年度実績を下回って推移しており、料金改定をしても増収が見込めないため、いずれも補正はいたしません。

なお、附則で施行日は令和元年 10 月 1 日とし、施行前の可燃ごみの搬入にかかる手数料についてはなお従前の例によるものとしております。

続いて、議案第 9 号、浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 19 ページを、また、提案条例説明資料の 6 ページをご覧ください。

まず、3 改正の目的・理由です。現在介護給付費準備基金は介護給付費にのみ充てることができることになっていますが、昨年度保険者機能強化交付金が発足し、この交付金を第 1 号被保険者保険料に充当することにより地域支援事業の介護予防事業等を拡充することができるようになりました。そうして余剰が生じた第 1 号被保険者の保険料を基金に積み立てた場合、翌年度以降取り崩して地域支援事業に活用することができるよう所要の改正を行うものです。

4 概要は、第 1 条において準備基金の設置目的に地域支援事業の実施に係る経費に充てることを追加し、第 6 条において処分の対象となる事業にも地域支援事業の実施に係る経費を追加します。

なお、附則として施行日は公布の日としております。

以上 3 本の条例については、新旧対照表をつけていますので、ご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第 10 号、元号を定める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 21 ページを、また、提案条例説明資料の 8 ページをご覧ください。

まず、3 改正の目的・理由です。この条例は、元号を定める政令の施行に伴い元号の表示の改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。

4 概要ですが、改正するのは令和を用いるべき年又は年度に平成が用いられている個所を令和の表示に改正するもので、当組合の条例においては 2 に掲げる 3 本の条例が該当いたします。

なお、附則として施行日を公布の日としております。

以上でございます。

議長（牛尾昭議長） 只今の提案について質疑はありませんか。
西村議員。

8 番（西村健議員） 一括ですか。

議長（牛尾昭議長） 一括です。順番に行きましょう。

一括で今、提案説明をしてもらいましたので議案第 7 号について質疑はありませんか。

西村議員。

8 番（西村健議員） 書いてあることは理解するんですけども、これまで 30 年度までの両市の軽減措置に要する費用負担はどうしていたのかについて、お答えをいただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。今までこの制度が 27 年度から始まりましてけれども、両市の負担金としてですね、民生費という科目のところに収入としていただいていた、4 月 1 日の低所得者の人口で比率が変わってきますけど、軽減対象の第 1 号被保険者の毎年 4 月 1 日時点での、これは 3 段階までありますんで、第 1 段階の被保険者が何人おられるか、第 2 段階の被保険者が何人おられるかという両市の負担割合でその関係での負担金をいただいているというような格好になります。

30 年度までにつきましては 1 段階までしかありませんでしたので、第 1 段階の被保険者数の負担の割合で按分していただいていたということになります。人数割になります。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。議案 7 号についてその他、質疑ありませんか。

続いて議案 8 号について質疑ありませんか。西村議員。

8 番（西村健議員） この第 8 号は、ごみ処理手数料の直接搬入の事業系について 100 円を 101 円に上げるというのが結論というか、中身だろうと思いますけれども、目的・理由のところがもう一つ私は合点がいかないの、要するに手数料をどうして引き上げるのかというところですよ。事業系について 1 円、このことについてご説明をいただきたいのと、もう一つは財政的な面で、そのことによって直接搬入手数料事業系のこれは、現在、例えば昨年度の実績でいうと何円が大体大雑把に何円程度に上がるといったような試算をされておれば、そのことについてお答えいただきたい。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。目的・理由のところにつきましてですが、国の環境省のほうから通知がきておりまして、10 月から消費税 10 パーセントに増税する 2 パーセント分その引上げに伴い手数料に適切に転嫁すると、しなさいという通達がきております。

それからそういった手数料もそうなんですけど、同じく例えば広域のほうからエコクリーンセンターですね、長期包括委託契約を行っておりますが、そういったところにも当然消費税増税分は反映しますので、そういった観点からもですね、僅かながらではありますけれどもやっぱり消費税増税による、1 円未満は切捨てにしま

すけれども、一般家庭については 50 円で 1 円未満だったの切捨てて手数料の上昇はありませんけれども、事業所については 1 円ほど上げさせていただくというふうなところを考えております。

それから平成 30 年度の実績で大体この事業系のごみが約 7,000 トン入ってきておりますので、仮にこれを 10 月から来年 3 月末までの半年間するとそれによる収入が約 35 万円ぐらいあるのではなかろうかと予測しております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。西村議員。

8 番（西村健議員） ということは 7,000 トンですから 1 年でいうと 70 万円程度、そのことによって手数料が収入が上がるだろうという予測ですよ。

もう一つはその環境省からの通知なのか文書なのか分かりませんが、それは義務規定なんですか。どうしても引き上げをしないといけないのか、そうでもないのか。その点についての確認と、そのことによって当然事業者の負担は増える訳ですから、そのことについての配慮はされたのか。そのことについて伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。これは強制ではありませんので義務というところで考えていいと思うんですけど・・・すみません。強制ではありません。

事業所のほうの配慮といいますか、今から今日の議会で承認をいただければですね、これからホームページとか広報、あとチラシ等によって今から周知に入っていきますけれども、そこの辺でご理解をいただきたいなと思います。

議長（牛尾昭議長） いいですか。他に質疑ありませんか、この件について。
多田議員。

6 番（多田伸治議員） 強制じゃないということは、いただいた消費税どこに行くんです。この組合からどこかに納めるんです。納めんでもいいということもあり得るんです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。この消費税分については、消費税法の特例によりまして消費税は納めないでもいいということが謳ってあります。

議長（牛尾昭議長） 続いて議案の 9 号について質疑ありますか。
西村議員。

8 番（西村健議員） 9 号は差替えがあった議案だと思います。目的・理由のところで 6 行目だと思います。余剰が生じた第 1 号被保険者の保険料を基金に積み立てた場合云々ということを書いておりますけれども、これはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。余剰が生じた第 1 号被保険者の保険料を基金に積み立てる。余剰が生じるというのはどういう解釈をすればいいのか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。この書き方ですけども、これは地域支援事業に 1 号の保険者部分 23 パーセント部分を充てた場合、失礼しました。第 1 号被保険者保険料の 23 パーセント部分に交付金を充てた場合、充てたことによりその余剰が生じた第 1 号保険料というふうに捉えてください。

事務局長（宇津事務局長） 事務局長。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。昨年度、当組合に対しては保険者機能強化推進交付金約 1,650 万円の交付が年度末にありました。それをどうするか検討したんですけども、そもそも第 1 号被保険者の保険料の中から地域支援事業に充てる部分がありますので、その 1,650 万円をそれを充てたことにしてですね、そうすると保険料が 1,650 万円余りますよね、それを年度内に準備基金のほうに積み立てております。ですから昨年度基金に積み立てたお金のうち 1,650 万円がその保険者機能強化推進交付金の部分ということになりますので、それを令和元年度以降に取崩した場合には、給付費だけでなく地域支援事業にも使えるようにこの条例を規定を直したということです。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） 私が理解できないのは、疑問に思ったのは、決算というか収支というのは 1,650 万円も収入に入れて、当然支出があつてプラスマイナスで 1 億いくらだったか 2 億 2,000 万だったけ、収入のほうが多くて余剰金という形で発生する訳でしょう。で、そのうち半分ぐらいをその基金に積み立てるのが普通のやり方なんですけども、それとここでいう余剰が生じた第 1 号被保険者の保険料をとというのが、私はよく理解できないんですよ。全体の余剰金と余剰が生じた第 1 号被保険者の保険料を云々というその表現は、どう理解すればよろしいのか。私の理解力が足らんのか。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（宇津事務局長） 昨年度交付されて基金に積んだ 1,650 万円、これはですね、そのまま繰越してしまうことにすると、もしかしたら今年度以降それは正しく使っていない、地域支援事業に使っていないので、返還が求められる可能性があるというふうな話がありました。そこで昨年度いただいた 1,650 万円は昨年度中に使ってしまったんだという形にして、それによって第 1 号被保険者の保険料に余裕が出ますので、それを基金に積んだというふうに解釈できるように、解釈はするんですけども、それを今度崩すときにそれを今度翌年度以降の地域支援事業に使えるような道を開くために今回の条例を改正するというところでございます。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） だけでも例えば 30 年度で出たこの決算で余剰金というのはいくらでしたっけ、4 億 2,100 万ですよ。ただこれは別にそのトータルとしての余剰金な訳ですから、その今回の保険者機能強化推進交付金が全額それに当てはまる訳ではないんで、あくまでもいろんな収入といろんな支出の結果、4 億 2,000 万何がしかの余剰金が生まれた訳ですから、それをこの交付金と組み合わせてこういう表現をされると、どういうふうに理解すればいいのか私にはちょっと理解しがたいんですよ。表現の仕方ですよ、私は。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） すみません。上手く説明できなくて申し訳ないんですが、お金に色や名前が付いてる訳ではないので、繰り越した額が交付金として国からもらったものなのか保険料の余りなのかということ、特定はできないんですけども、ただ昨年途中に積み立てた 2,650 万円はあくまで国からいただいた交付金ではなくて、交付金はもう地域支援事業の 1 号被保険者の分として使ったと、だから今度繰り越して積立てる分は第 1 号被保険者の保険料だというふうに説明しようと思います。そうすると積み立てた基金はもう給付費にしか今のところは充てられるような規定になっていないので、今年度以降、それを取崩した場合にも地域支援事業に使えるような規定の整備をしておくということでございます。

議長（牛尾昭議長） 一応 3 回目が終わりましたので。西川議員。

2 番（西川真午議員） 今のですけど、先程の決算審査のときに、この基金について質問差し上げたときの回答で、この基金、介護給付費準備基金については介護給付費のみに使えるということでやっていると、1 年目は余剰が出るけどだんだん取崩してみたいなその目的がはっきりした基金だと思うんですけど、これを名前を同じにしたまま目的を変えというのはこれいいんでしょうか。監査委員がおられます。これっていいのかどうなのか、ちょっと疑問なんですけどどうでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。名称が介護給付費準備基金というところにするという・・・

議長（牛尾昭議長） この名称でいいのかという質問ですよ。返さんようにするために条例を作る訳でしょう。

はい。答弁者。

庶務係長（平薮庶務係長） はい。失礼します。庶務係長です。

今回の件については国から Q・A が出ていまして、もともと介護給付費準備基金に地域支援事業に使えるように規定がしてあればそのままでいいと、ないところはその文言を付け加えなさいっていう Q・A が出ていますので、それに従って今回改正します。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 西川議員。

2 番（西川真午議員） そういった裏付けがあって変えるのであれば、来年の監査で問題なければ、それでいいと思います。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。この件他によろしいですね。

続いて議案 10 号について質疑ありませんか。よろしゅうございますか。

そういたしますと、時間が押しておりまして、5 時までにはどうも終わりそうになるので、会議を 5 時を越えてやるということを皆さん方にお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） はい。5 時を越えて延会いたします。

そういたしますと、これより議案をそれぞれ採決をいたします。

日程第 6、議案第 7 号、浜田地区広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 8 号、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改

正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 異議ありという発言がありましたので、採決をし直していたします。

日程第 7、議案第 8 号、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8、議案第 9 号、浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 10 号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 11 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号、及び日程第 11、議案第 12 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 2 号の 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 議案第 11 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 22 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 104 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額を 13 億 2,220 万 3,000 円とするものでございます。24、25 ページには歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。また、お手元に配布しております 8 月補正予算説明資料に補正事項をまとめており、この資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 2 ページをお開きください。

(1)編成概要でございますが、今回の補正予算は平成 30 年度決算及び職員の退職に伴うものでして、主な補正事項は、(2)のアの平成 30 年度決算に伴う前年度繰越金

の計上と市負担金の調整及び職員の中途退職に伴う調整を行うものです。

それでは、(3)の一般会計補正予算第 1 号の具体的な説明を行います。

まず、3 ページのイ事業別の補正事項からご説明します。

衛生費が 104 万 4,000 円の減額となっていますが、これは再任用していた職員が 6 月末で退職し、7 月から臨時職員を雇用して対応したため、整理番号 1 の職員給与費を減額し、整理番号 2 エコクリーンセンター管理運営費で臨時職員の賃金等を計上したものです。

次に 2 ページのア歳入歳出予算総括表をご覧ください。

平成 30 年度繰越金は、決算認定でご説明しましたとおり 835 万 4,138 円でしたので、当初予算の 1,000 円との差額 835 万 3,000 円を増額補正しております。また、歳出は 104 万 4,000 円減額になりますので、合計 939 万 7,000 円を、説明の各欄の負担金ごとに減額しています。なお、清掃総務事務費の特別負担金 378 万 5,000 円が増額となっていますが、これは昨年度浜田市に派遣していた再任用職員の特別負担金を浜田市に請求していませんでしたので、今年度請求するものです。それを含めた市ごとの内訳については後程ご説明いたします。

続きまして、議案書の 34 ページをお開き願います。議案第 12 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 9,668 万 9,000 円増額し、補正後の予算総額を 125 億 5,208 万 9,000 円とするものでございます。36、37 ページには歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。また、一般会計と同様に補正事項をまとめた 8 月補正予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 4 ページをお開きください。

(1)編成概要は一般会計と同様に平成 30 年度決算に伴い繰越金及び負担金等の調整と、嘱託職員と再任用の派遣職員の報酬等の調整を行うもので、主な補正事項は(2)とおりで、介護保険特別会計においても過年度分の市負担金に一部誤りがございましたのでその精算も行います。

それでは、(3)の介護保険特別会計補正予算第 2 号の具体的な説明を行います。

まず、「ア歳入歳出予算総括表」の歳入の表をご覧ください。

9 繰越金は 4 億 2,130 万 5,356 円でしたので、当初予算 1,000 円との差額を増額しています。これを原資に、平成 30 年度に交付を受けていた国・支払基金・県・市からの負担金等の精算を行います。

まず、国庫支出金については各区分とももらいすぎていたため、5 ページの諸支出金の整理番号 4 償還金の内訳欄の上から 3 つ、合計約 7,166 万円を返還いたします。

次に、支払基金負担金、これは第 2 号被保険者の負担分が社会保険診療報酬支払基金から交付される分で、これももらいすぎていたために整理番号 4 償還金で約 7,051 万円を返還します。

県支出金については、地域支援事業交付金は昨年度中の交付額が不足していたため、4 ページの歳入の 6 県支出金で 2,099 万 4,000 円を今年度追加交付してもらい

ますが、それ以外の区分については 5 ページの整理番号 4 償還金の欄にある 2 つの区分の合計約 2,529 万円を返還します。

関係市の負担金については、各区分とももらいすぎていたため今年度返還しますが、一般会計を通して特別会計に繰り入れている低所得者軽減負担金についてのみ 5 ページの整理番号 2 償還金で約 7 万 5,000 円を返還し、それ以外については 4 ページの歳入の 2 負担金及び分担金で今年度の負担金と相殺することになっています。なお、平成 27 年度から平成 29 年度の構成市の負担金に算定誤りがありましたので、平成 30 年度分の負担金と併せて今年度の負担金と相殺します。

このように精算した結果 2 億 2,783 万円の残額が出ました。これは第 1 号被保険者が負担する介護保険料の残額ですので、5 ページの整理番号 1 介護給付費準備基金積立金で基金に積み立てることとしております。

なお、5 ページの歳出の 1 総務費は、昨年度の嘱託職員に代えて今年度浜田市から再任用職員を受け入れていますので、整理番号 1 の嘱託職員報酬等を減額し、整理番号 2 の派遣職員給与費負担金を増額した結果、全体で 132 万 8,000 円の増額となっています。

続きまして、資料 6 ページをご覧ください。ここには、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を載せております。

次に 7 ページをご覧ください。ここには、6 ページの補正予算及び負担割合から算出した両会計の関係市負担金一覧表を載せております。まず、上の一般会計の表の補正額 8 月の合計欄をご覧ください。浜田市の負担金は 551 万 1,000 円の減額、江津市の負担金は 388 万 6,000 円の減額となっています。また、介護保険特別会計は、浜田市が 2,926 万 6,000 円の減額、江津市が 1,637 万 3,000 円の減額となっております。

以上、両会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、議案書の 26 ページ以降に一般会計の歳入歳出補正予算事項別明細書、32 ページに給与費明細書を、また 38 ページ以降には介護保険特別会計の歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 只今、一括提案いたしました議案について、質疑ありませんか。まず最初に議案第 11 号について。

西村議員。

8 番（西村健議員） 2 点ほどお願い申し上げます。

細かいことを言うようですが、説明資料でいえば 2 ページの歳入の部で、1 番の分担金及び負担金の中の 1 番下のごみ管理費負担金になっておりますが、これはごみ処理費じゃないかと思うんですが、記載ミスじゃあないかなと思いますので、これ 1 点です。

もう 1 点は消費税率、先程ありましたけれども 2 パーセント引き上げの想定がされておりますけれども、10 月から。そのことで引上げ分をこの補正予算でどのようにみているのか、あるいは当初予算でそれはみているんだよということなんか、そ

の点についてのお答えをいただきたい。その 2 点よろしくお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。ごみ管理費負担金の負担金なんですけれども、7 ページを見ていただきまして一般会計のところの関係市負担金の一覧表がありますけれども、一番左の列のところをみていただきまして、ごみ処理費負担金の管理費負担金ということになっております。すみません。ごみ管理となっているところをごみ処理に変えていただきたいと思います。

それと消費税増税による、今年度でいいますとあと半年ということになりますので、35 万ぐらいごみ処理費では増える可能性があるんですけれども、先程も決算のときにちょっとお話しをしましたように、今年度の 4 月から 6 月分のところでごみの搬入量が約 85 トンぐらいですか、手数料のほうも 105 万ぐらい減少傾向にありますので、また、3 月補正のところではおそらくごみ処理手数料のほうも減額をする必要があるかと思えますので、この度は消費税増税分についての補正は行いません。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 西村議員。

8 番（西村健議員） ですから、要するに消費税を 2 パーセント 10 月から上がる訳ですけれども、それについての歳入の部分でも歳出の部分でも影響は無いとみておられるのか、それとも多少は出てくるけれども当初予算にも今回の補正予算も反映はされていないんだよということなのか、その辺だけ明確にしていきたい。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。消費税増税分につきましては令和元年度の補正については影響はありませんので、この度の補正予算にはあげていません。

議長（牛尾昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4 時 55 分休憩）

（午後 4 時 55 分再開）

議長（牛尾昭議長） 再開します。総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） すみません、先程の大変嘘の答弁をしまして。影響はありますけれども、この度補正はしてございません。

議長（牛尾昭議長） 他にこの一般会計について質疑あります。
ないようですので、続いて議案第 12 号について質疑のある方。
西村議員。

8 番（西村健議員） 先程と同じ質問をここでもしたいと思います。消費税率 2 パーセント引き上げによる影響をどうみているのか。あるいは反映しているのか、していないのか。その点お願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。第 7 期の事業計画では、31 年から消費税増税の見直しを勘案して影響額というのは入っていますので、そこは勘案して入っております。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。日程第 10、議案第 11 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 12 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 2 号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員です。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これにて、今議会に付議されました案件の審理は、全て終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（久保田管理者） 第 89 回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中をご参集賜り、更には、提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議の上、承認、認定、可決を賜りましたことを、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきまして、議員の皆さんからいただきましたご意見、ご要望等を十分念頭に入れまして、今後も浜田市及び江津市との連携を密にして、更に効率性のある広域行政の推進に努めてまいりますので、引き続き、ご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、議員の皆さんにおかれましては、まだまだ暑い日が続きますので、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念いたしまして、お礼のご挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上をもちまして、第 89 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

なお、引き続き全協を開催いたしますので、そのままでお待ちください。

（午後 4 時 59 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	三 浦 大 紀	議員	2 番	西 川 真 午	議員
3 番	鍛 治 恵巳子	議員	4 番	田 中 利 徳	議員
5 番	小 川 稔 宏	議員	6 番	多 田 伸 治	議員
7 番	上 野 茂	議員	8 番	西 村 健	議員
9 番	牛 尾 昭	議員	10 番	山 根 兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田 章 市	副管理者	山 下 修
副管理者	近 重 哲 夫	監査委員	矢 富 嗣 敏
事務局長	宇 津 光	総務課長	渡 邊 哲 也
介護保険課長	三 浦 文 子	会計管理者	湯 浅 明百美

職務のため出席したもの

総務係長	三 浦 幸 司	専 門 員	小 浴 常 介
主任主事	佐々木 智 恵		

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員